

第九卷第十號

録 目

警 察 監 獄 學 會 發 兌

○豫約出版廣告

題字 伯爵 勝 安 房君 序文 松村 介 石君
 題畫 中村 不 折君 序文 小河 滋次 郎君
 序文 米國々立慈 エッチ、エッチ パート君 自序

留岡 幸助君著

慈善問題

發行所 近刊

取次所

東京京橋區采女町廿四番地
 警察 監獄學會
 實價金二十五錢
 郵税金四錢
 東京四谷區愛住町

警察 監獄學會

○四六版凡そ二百頁○洋裝美本○豫約申込期限本年九月三十日限○代金は着本と同時に郵便爲換
 を以て送金の事但官廳より申込の外は前金を要する事○送金は發行所又は取次所の内最初申込の個
 所へ御送付の事○爲換の取組は發行所なるときは東京本局取次所なるときは四谷支局の事○十部
 以上廿部迄一割引廿部以上五十部迄二割引五十部以上三割引の事

◎目次 第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎
 第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈
 善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族
 と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の
 急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

會告

來ル十二月發行ノ監獄雜誌(第九卷第十二號)迄ノ代金
 ハ年末計算上ノ都合有之例年ノ通り十二月二十八日
 前本會へ到着ノ日割ヲ以爲換御振込被下度特ニ相願
 候也

明治三十一年十一月二十日

警察監獄學會

御購讀員
 集金御主任官

各位

前内務大臣 板垣伯爵閣下序
前警保局長 小倉久彌君序
前社寺局長 小川米金郎君序
監獄事務官 山河滋次雄君跋
監獄局計表課長 村上義雄君跋

中村襄君
三浦貢君
上田定次郎君
合著

監獄官教科書

菊判 八百頁 餘
用紙和製上等
總クローヌ金字入美裝

監獄學。實務要領
刑罰法。刑事訴訟法
裁判所。構成法
憲法。行政法
會計法規。統計學大意

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料

豫約申込期限は本年十一月十五日限り。代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄學會藏村免自宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣白部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月。二百部以上は五ヶ月賦拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申込次第送本致候(一個人の申込は前金を要す)

發行所

東京市四谷區
愛住町二番地

警察監獄學會



下閣府侯郷西臣大務内



君武兼浦大監總視警



千葉縣典獄長 田原 造君



北海道廳視察官 元北海廳典獄長 佐藤 三吉君



福島縣典獄長 崎野 宏君



茨城縣典獄長 野口 謹造君

監獄雜誌第九卷第十一號

(明治三十一年十一月二十日發行)

社 説

○内相の交迭と監獄事業

急轉直瀉、昨是今非、政海の觀測し能はざるは恰も天候の豫測し能はざるか如し、況んや紛々擾々たる昨今の政社間に於てをや、今回の政變は端なくも内閣の破裂となり板垣内相は内務大臣の顯職を退き西郷侯其後任を襲はるゝに至れり、伯か兼て監獄事業に熱誠を注かれつゝあるは素より其在官中たると在野の政治家たるを問はずと雖も殊に此既往四箇月の間に於て斯事業の改良を勸奨せられたるは今更予輩の激賞を待たざる所なり、故に予輩は茲に伯を送り侯を迎へたるに就き聊か蕪辭を草し監獄社會の前途を祝せんとす

抑も我國監獄改良事業の發端は近く明治維新後に胚胎せしと雖も漸く改進の道程に上りたるは實に明治二十二年監獄則の改正發布に引續き監獄官練習所を開設し以て當局識者を陶冶せられたるに原因せざるはなし、然り而して監獄官練習所の開設は實に明治二十三年に在りて其以前今の首相山縣侯歐洲觀光の途にあり獨逸にて獄務顧問フオン、ゼーパツハ氏を招聘し親しく擧提の勞を採らしめられたる當時、清浦法相は内務省警保局長の任に當り西郷侯又内相として親しく斯事業に盡瘁せられたるは將に掩ふへからざる事實

(二)

にして爾來時世の變遷に伴ひ屢々内務大臣の椅子に交迭を見たりと雖も今回就任せられたる國務大臣中松方伯と云ひ樺山伯と云ひ將た芳川子と云ひ何れも皆嘗て内務大臣の重職に就き斯業の發達改頁を獎勵助長せしめられたるは亦争ふ可らざる事實なりとす、如斯列舉し來れば今回新に組織せられたる内閣諸公は悉く斯事業の發達に就き密接の主働者、原動力者たるに相違ある可らざるは勿論、就中西郷侯を内務大臣として予輩が斯社會に戴くに至りたるは豈に好個の奇遇ならすとせんや、今や我監獄社會は改正條約實施の期將に目睫の間に迫り之に伴ひ内外急施を要する事項亦決して二三に止まらざるなり今試みに之を例舉すれば監獄費國庫支辨法律案と云ひ警察監獄學校開設の經畫と云ひ、監獄則改正と云ひ將た典獄增俸論と云ひ曰く何曰く何々と將來當に斯業の爲め施設畫作せらるべき事項多々之ある今日に當て然かも從來斯業に資縁深き西郷侯を内務大臣に推戴するに至りたるは予輩の慶賀之れに過ぎたるはなし、俟たるもの將來益々斯業の爲め傾意盡力せられ予輩の希望を満足せしめらるゝの時期あらんこと今より渴望の至に堪へざるなり、予輩も亦侯の爲め將た斯業の爲め犬馬奔走の勞を辭せんことを敢て茲に誓ふものなり

嗣て板垣前内相が從來斯業に向て盡されたる熱誠の同情は如何に深く且厚かりしやは今更予輩の贊辭を用いずと雖も伯が在官僅に四閱月に過ぎさりしに拘はらず此短日月間に於て施爲經畫せられつゝありし功績は實に顯著にして没すへからざるもの多々之れあり試みに其主要の事項を舉ぐれば伯の就官は本年六月三十日にして越て七月に於て各府縣十數地方の典獄を淘汰せられたるを首とし九月に於て全國典獄を内務省に召集し獄制の方針を親しく指示若くは訓示せられたるあり十月に至り行政整理の結果として監獄局長を勅任とし不羈獨立の一局となし更に府縣典獄年功加俸の制を定められたる等は是れ其遂行の重なるものにして尙進んては今期帝國議會に向て監獄費國庫支辨の法律案を提出し來る明治三十二年度の中央(三十三年一

社

説

(三)

月以降)より實施せられんとし將た警察監獄學校設立及外國教師備入に關する經費豫算案并に典獄增俸論等は伯自ら之を公決行を期せられたるに拘はらず今回の政變に依り其職を退かるゝの餘義なきに至りたるは予輩の痛恨大息に堪へざる所なり、之を要するに伯が斯業に極力同情を表されつゝあるは伯が内相官邸茶話會に於て公言せられたる演説の筆記を見れば想半ばに過ぐるものあらん、伯たるもの幸に靜養自修、野に在ても尙一層斯事業の爲め直接間接に盡力せられんことを予輩は茲に期待し置くものなり

以上を約言すれば我國監獄改頁事業に全身の熱血を注がれつゝある板垣伯にして今回内務の顯職を去られしと雖も苟も伯平素の言行を知るものは勿論、在野の政治家としても益々斯業に盡力せらるべきこと素より疑なきを信ず、故に予輩茲に伯從來の勞を謝し併せて伯が在來の素志を貫徹するに當て直接間接に一臂の力を添へられんことを希望すると同時に新任内相西郷侯に向て斯業の發達を謀り監獄改頁をして益々完美の域に進むるの方針を採用せられんことを只管希望の至に堪へざるなり侯伯二公幸に健全にして予輩を叱咤獎勵せられんことを謹で卑稿を草す

○監獄局長の專任に就て吾人の希望

客年八月勅令第二百五十三號を以て監獄局を復設し其局長を奏任とし尋て本年十月勅令第二百五十九號を以て更に之を勅任とせられたり是れ寔に我監獄事業に於ける近代の一大進歩にして吾人か宿望を滿たされたるが故に吾人は之れが發令の當時に於ては狂喜して手の舞ひ足の踏む所を知らざりし是れ畢竟當局者か斯業の改善に銳意なるに非らざるよりは焉能く此斷行を見るに至らんや

回顧すれば置局勅令の發表以來茲に一年有餘歳而して其間内閣の交迭已に四回にして其局長の交迭も亦之れに伴ひたりと雖も未だ曾て監獄局長として專任者あるなく警保局長の之れを兼攝する殆んど一の例規の如き觀ありしなり、されば之れが改正の前後に於ける差違は唯た一の監獄事務官あると從來一課としてありしものに局なる名稱を與へられたるのみなりと謂ふべく幸に今日迄に兼任局長其人を得就中小倉前局長の如きは最も新業に趣味を有せられたれば聊か遺憾の念あらざりしも此くの如きは常に望むべくもあらず設し人を得るも警保局長たる政務官の兼任は政府の動搖と共に交迭し毫も其實績の収むべきなきのみならず偶々以て勅任の位置は彼の所謂獵官者流の爲めに好餌食視せらるに非らざるなき歟吾人は殆んど之れか斷定に苦しまさるを得ざるなり

然れども吾人は信す抑も我政府は種々の事情と困難とを排し之れを設置したる所以のものは蓋し全く吾人の期待する處と敢て異なるなき事を然ども曩きに當局者は百難を排し之を特設したる英斷に反し未だ專任者を置かざるは吾人の怪訝に堪へざる處是に由て之れを觀れば蓋し已むなきの事情存するものなりと推定せざるべからず若し吾人の推定に反し特別の事情存するなくんば必ずや適當なる專任局長を置かれ吾人か宿昔の希望を滿たし吾人をして眞に双手を挙げ萬歳を絶叫せしむるの日將さに目睫の間にあらん抑も官吏の任命に就ては吾人操觚者の苟くも容喙する處に非らずと雖ども之れか局長たるもの、適否は實に斯業の消長進否に關する最も重要事なれば吾人とも雖も亦永く斯業に微力を盡しつゝある者敢て袖手緘黙すべき秋に非らずと信す故に聊か愚悃を開陳するの已むなきに至れるなり

吾人我國監獄事業改良の起因を案するに其聲の起りたるは未だ數年に過ぎず從て之れが専門的學科として潛心研磨其蘊奧を極めたる者今日に於ては殆んど之れなきが如し是れ畢竟世運の然らしむる處亦是非もな

き事と謂ふべし、唯今日に於て其位置も相當にして且斯學に通曉せりと謂ふ人士敢てなきにしも非らずと雖ども惜ひ哉其人士は數十年以前の時代に於ては或は斯業の先覺者と謂ふを得べけれ然れども斯學の進歩したる今日に於ては既業に陳腐に屬したるものにして之れを今日に應用せんとするは例へば明治の初年に於て大に世人の喝采を博し歡迎せられたる彼の福澤先生の翻譯に成る西洋事情か今日其價値の反古的たるを知らず尙當時の夢を幻しつゝ之を持ち來り世に持て嘶されんどの希望を懷くに等し、是れ社會沿革の參考物として尙は存するは可なりと雖ども是を今日十九世紀の末時に於て實地に應用せんとする時は實に効なきのみならず斯業の進歩發達を阻害する決して尠少なざるなり、されば恁かる滑稽を今日に演出するが如き愚は萬々之れなきを信するなり

然は則之れか適任者全く之れなき歟否々之れあり今日斯業の局長として吾人か歡迎すべきは某士なりとす、士は吾人か斯業の泰斗又先覺者として大に嚮仰する處なり士は斯業の學識高邁にして且實驗に富み而かも斯業に熱心忠實吾人の衆望と尊敬とは一に士に歸する處なれば其士を擧げて當局に長たらしめんこと實に吾人大旱の雲霓を望むより尙急にして又何人も異議なかるべし、然ども士の今日迄其任に就かざる所以のものは士の謙讓心深きと彼の所謂官海の秩序なるもの、支障するに因るならん歟、吾人謂らく彼階級若くは順序なるものは宜しく之を普通事務官吏に對し應用すべきなり豈焉ぞ之を専門的科學に屬する者の任用に適用するを要せん乎、況んや斯業専門家としては士を措て今や他に絶無なるに於てをや吾人は獨り斯業の専門家のみに對し彼の階級なる語を用ひ之か制肘を受くるの理由あるを知らざるなり否之か謂れなきを斷言して憚からざるなり

今や我國政治の進運官吏の任用の情實的關係は打破せられたり、看よ彼老朽者を淘汰し人材を登用せざる

べからずとの聲凄しく吾人の耳朵に響き殆んど其鼓を劈かんとしつゝあり又看よ且たに布衣の者夕に一躍して廟堂に登る者續々相踵ぐ者あるも人敢て異とせざるに非らずや吾人は曩きに監獄局復設の英断に敬服せりと雖ども今日に至るも之れが長たる者に一の専門的有識の士を擧ぐるに躊躇しつゝあるが如きは頗る恨惜に堪へざるなり

顧みれば監獄局設置の舉は實に今の文部大臣即樺山伯爵にてありしなり、されば今日其位置異なりと雖も其廟議方針の大体に就ては當局當時の旨義と異なるなきは勿論なれば現内閣に於ては即當初の旨義を實行する爲め階級其他些々たる事情に拘々することなく断乎として之れが局長に適當の人材を登用して専任者たらしめ以て斯業の進行改善の實績を圖るべきは吾人の確信して疑はざる處なり故に吾人が専任監獄局長の好人士を歡迎して邦家の爲め斯業の爲め歡喜して萬歳を絶叫するの日は將さに遠きにあらざるべし終りに臨み尙一言せん之れが専任者選擇に就ては眞に其器に適する者を登用せられんことを吾人豈敢て他意あらんや、虚心平氣偏に斯業の進運發達を企圖する而已區々の微衷禁ずる能はず、言疎にして盡くさず請ふ狂暴蠢愚の罪を恕せられん事を



論

說

○敢て看守諸君に檄す (第三回)

小 河 滋 次 郎

諸君既業に身を以て此の職務に投ず蓋し諸君は此を以て天與の位地と信じ専心此に由つて以て人生の義務を盡くし併せてまた立身の基礎を成さんとの覺悟あるや論を俟たず果して然らば諸君は宜しく先づ其の立脚の地位に安んじ眼をあらゆる外物に絶つて只管心身を此に專注するの工夫あるを要す鄙諺に之れあり隣家の澤庵は其の味の美なるを覺ふと人動もすれば阪ち他の境遇を羨慕して之を希求す希求の念一たび生ずるときは則ち自己の地位を輕んじ、地位を輕んずるの結果は終に其の職務に忠實且つ勵精なる能はず忠實勵精なる者に非ずして如何んぞ能く一日も此責任の至大なる職務を全ふし得べけんや諸君すでに苟くも此職務を以て其生命となすの覺悟あり決してまた他の境遇位置を顧みるが如きことある勿れ高きに登る低くきより諸君の境遇を以て敢て低位にあるものなりと言ふには非らざれども看守の上には部長あり看守長あり書記典獄も亦た諸君の上官にして諸君今日の境遇は何んぞ他日の上官たる地歩を成すものに非らざるなきを得んや一の吏務に忠誠ならざる所の者如何んぞ能く他の吏務に忠誠なるを得べけんや此に適當の資格を有ぜざる所の者如何んぞ能く他の高く且つ有力なる位置に適任の資格あるを得べけんや唯だ夫れ諸君

は其の分に安んじて而して其の職に精勵なれ易に曰く人道盈惡而好謙。子思の曰く不守其位而久者鮮矣と宜しく是を以て其の坐右の銘とすべし。報は求めて而して之を得るものに非らざるを記臆すべし。予は諸君が未だ此に奉職せられざる以前に於て如何なる職業を有し將た如何なる身分境遇に生活せられたかやと詳悉せず思ふに或は軍人たり教員たり警察官たりし人にあらん或は商賈たり工匠たり農業者たりし人もあらん若くは又種々の業務に轉々從事したる人もあらん其他或は長く書生放浪の境遇に生活したる者もあらん千差萬別は固より其所なりと雖ども唯た其の彼れを捨て、而して此れを取るの時に當り多數の内には即ち往々にして此の職務を誤解するものなきに非らず少くも深く此の職務の實質を詳かにせず兎も角一時此に由つて糊口の道を得んと欲するの心に餘義せられたるものに至つては必らず其の數の勘からざるべきを信す新任看守にして動もすれば輒ち實務に臨んで忽ち其の至難なるに避易困憊し甚しきは未だ教習期限を終へざるに早く既に解職を請ひ若くは自ら職務を放棄するが如き者あるを見るは即ち之れが爲めなり

營々刻苦して始めて能く衣食の資を得べし。何れの生業か辛苦艱難を要せざるものかある然れども己れの探る所の生業を以て最も辛苦艱難の多きものなりと感ずるは人情の常にして官吏は則ち實業家の收利多きを慕ひ實業家は却て官吏の境遇の平靜なるを羨む例へは茲に巡查を奉職する所の者にして看守を志願する所の者ありと假定せんか其の之を志願するの心意如何或は動もすれば此の職務の實質を買冠ぶりと誤想すらく

世に巡查ほど割の惡るき職務はあらじ勤勞徒らに劇しくして俸給薄く責任濫りに大にして名譽之れに伴はず寒天に風雪を犯して夜警をなし炎天日光に曝されて立番に當る、近く警鐘の響くを聞けは非番の時

と雖も余、未だ暖かならざるに直ちに蹴起して之れに馳せ命令の下る所身を以て火中にも投ぜざるべ時らず、惡疾一たび我部内に侵襲し來る時に當てば身に痛苦ありと雖も是を以て傳染患者に接觸するの危険を追がるゝの辭柄となす能はず卒先以て消毒看護の任務を盡くし或る時は即ち遠路、病者を護して之を避病院に送り或は又穢巷、九尺二間の陋屋の前に立つて交通遮斷の役をも務めざるべからず、あらゆる危難を冒して兇賊に當り之を捕へて功なく捕へざれば則ち職務の過失となる、功揚らずして小過忽ち摘發せらる監督徒らに嚴にして譴責頻りに至る、社會公衆を査察する所の者、其の身却て常に社會公衆の爲めに査察せらる人、困厄に遭ふときは其事件の何たるに拘はらず直ちに來つて我れの救護を求むるも其の節制を禁るに至つては則ち我れを誚り我れを侮るを憚らず酒席街頭我れを見ること恰かも毒虫の如く新聞は則ち我れを罵言し走卒兒童に至るまで之を唱和す嗚呼我れ豈に能く久しく此の職務に堪ふことを得べけんや幸に他に我が現職と兄弟の關係ある任務あり監獄の看守と稱するもの即ち是れ、我が友人にして此の任務を奉職する者あり常に其の趣味多くして且つ前途頗ぶる希望の豊かなることを説く、我れ又曾つて屢々囚人を護送して監獄に到り略ぼ其の勤務の實況を知る、想ふに彼れ看守なる所の者、或は工場に於て囚徒を監督し或は事務室に在つて簿冊に對す風雪を犯し炎天に曝さるゝの場合甚だ少く殊に其の受持の囚徒に對するの關係に至つては恰かも王侯の其の臣民を待つが如く一顰一笑忽ち以て幾百の囚徒を喜憂せしむるに足り指揮命令する所一として行はれざるなく反抗する者あれば直ちに懲罰以て之を抑壓し時あつて凌虐を試むることあるも囚徒は未だ他に之を訴ふるの道あるべからず仁愛の君主となつて彼れを懷柔せしむることも得べく或は專制の帝王となつて彼れを畏敬せしむることも得べし、兎も角囚徒に對しては一方の將帥たる者即ち監獄の看守なり雞頭となるも寧ろ牛後となる勿れ戦々

鏡々として常に上官の意を迎へ公衆の鼻息を伺ふに専らなる現在の境遇を以て之を彼れ看守の境遇に比すれば得失のある所三尺の兒童も直ちに之を判明するを得べし況んや俸給其他の關係に於て看守と巡査と同一にして寧ろ冥々裡に在つては却つて彼れの此れに優さるものあるに於てをや今日まで此に考慮の及ぶ能はざりし所以のもの自ら顧みて己れの愚を耻ぢ且つ悔ひざんばあるべからず云々

醜婦も之れを遠望すれば則ち美人の如し局外の看守觀も亦た此の類にあらざるなきを得んや此の妄想を懷いて局に當る目ならずして忽ち其の意想外の甚しきものあるに驚嘆し一時非常に失望悔恨の感に堪へざるの想ひあらしむるは蓋し自然の結果なり上來或る看守志願者に托して陳述する所の妄想は決して予が空想に成る所の假定に非らず曾て予が部下たりし看守某氏の實驗談として聞き得たる所のものにして某氏今は既に某監獄の看守長に榮進し厚く上官に信認せられ僚友亦た其の熱心精勵なるに服す當時某氏の予に語る所に由れば彼れは實に失望悔恨の餘り其の職務を放棄せんと欲したること幾回なるを知らず然れども常に能く己れに克つて忍耐し益々精勵を抽んで以て此の職務に従事しつゝある間に於て一朝驕然として大に開悟する所なり終に一身を捧げて以て之に斃るゝの決心を起すに至りたりと多數諸君の内には或は此の談を聽いて其の心に思ひ當る所の者もあらん若し予の想像する所を以て忌憚なく之を言はしめば蓋し諸君の内には凡そ左の四種の種類あるを信す即ち(第一)能く既に此の職務の實質を解し一身を捧げて之れと其の性命を共にするの決心を有する所の者(第二)一身を捧げて之れと其の性命を共にするの決心を有するも未だ十分に此職務の實質を解せざる所の者(第三)此の職務の意想外に繁勞多くして責任の重きものなるを知り動もすれば則ち他に比較的利益ある地位を求め若くは漫然此の職務を放棄せんとするの希望を懷く者(第四)就任の日尙は淺く未だ此の職務の具に繁勞多くして責任の重きものなることを知るに及ばざる所の

者は是れなり請ふ姑らく此の第四種に屬する諸君に向つて説述する所あるを許るせ

○在監人の被服臥具等の色に就て其の希望を述べ

木 戸

麟

囚人を誘導開發するに就いて何れの線路よりして其の手段を施すかと云ふに矢張其の五官に循つて進まざるべからず、而して五官の中に就きても眼睛より施すもの耳管より注ぐもの最も捷徑なるは疑ふ可からず、故に先づ其の眼睛よりするものゝ一部を論す可し

凡そ天地間森羅萬象苟も一形あれば色必ず之れに従ふ而して色なるものは必ず眼官を以て之を辨識すべく他の四官を以て辨識すること能はざるものなり

吾人の形色の母の胎内に在るや眼官の働き未だ動かず宛も睡眠の情態を以て生育す機熟し時來り呱呱嗚々臍帶を剪つて始めて人間界に出づるも尙は未だ眼睛生理的の働きを起さず、夫れより若干日即ち生理的一定の法則を経過し其間空氣光線等の刺激誘導に因て其の働き漸々に萌生し終に其の固有の働機を發するに至る、此の時は實に長夜の夢初めて醒め日輪の東方に出でたると同一一般なり

此の時は即ち視力萌生し天地間森羅萬象を初めて吾が精神に映射するの時にして彼の幼稚園の開山フレール翁が形色を初めて乳兒に示することに付きて大に心を勞せられ終に古今無比の大卓見を放たれ我輩人生最後の教育の任に當るものをして敬慕の念に堪へざらしむる所以なり

眼睛は夫より色と空氣の刺激に抵抗するに従つて日々月々に生育して其の働力を強よめ終に離羣の明に達するに至る

(二)

眼晴の動き既に十分に發生完備し天地間森羅萬象の色を洩らさず受け付け精神之れに應じて千種萬様の感動此に於てか生ず、此處は即ち人間一生安危存亡の關係する處にしてフレイベル翁が深く其の精神を注がれたる處なり

監獄は人の精神を感化改良するものとするときは其の中に在る色に於て豈に不問に措くべけんや、何となれば人の精神は色に因て感動するものなればなり果して然らば監獄に於て色に於ける教育的の研究は、必要不可欠と云はざる可からず

吾聞く海外或る國には闘牛のこと大に流行し時々之を行ふと云ふ其の之を行ふや先づ兩牛の間に適宜の距離をとり一牛に一人づゝの指揮者あり、各一枝の赤旗をとり牛の面前に於て之を振り廻はすこと始めは緩にして終に急にす兩牛は赤旗の旋轉するを見て忽ち憤怒の氣を發し旋轉愈々劇しければ怒氣益甚しく吼哮蹂躪宛も狂するが如きに至る、此の時指揮者は忽ち赤旗を引き去り兩牛は遂に全力を以て争闘すと云ふ赤色の牛に向つて忿怒を發せしむること以て見るべし尙ほ能く考へて持ち出さば精神の色に感動するの事例は澤山有るべしと思ふ

牛尙ほ色に感動す人の精神豈に之に感動せざらんや今四人を感化して人の本性に皈せしめんとするに於ては監獄に於ける色は豈に教育的の研究を要せずして可ならんや、是れ余がフレイベル翁を引き來りて一言する所以なり

清潔てふことは人間缺くべからず吾輩人類の棲息する處は都邑清潔ならざるべからず、家屋清潔ならざるべからず、衣服臥具其の他吾人が生活する處のものは一切萬事清潔ならざる可からず、衛生二大工事の如きも皆な都府をして清潔ならしむる所以なり英人には潔癖あり故に二大工事完備して惡疾之を侵かすこと能

は。吾が日本も亦決して不潔を尊ぶの習慣にあらざ古代神社の建築法其の他之れに屬する萬事皆な瀟灑清潔を主とし神を祀り人を敬する凡て清潔の意を含有し不潔を不て非禮非敬と爲せしは明了なり衛生二大工事の如きも亦た日を追ふて設置の傾きあり

吾邦上流の人は皆清潔を主義とせり然るに四人の如きは往々不潔の習慣あり甚しきに至つては不潔と清潔との分界をさへ辨別すること能はざるものあり則ち或る四人は不潔の習慣者なりと謂ふ可きなり

清潔は人性の要義とするときは監獄には清潔主義を取つて以て在監人不潔の習慣を洗滌して代ふるに清潔の習慣を與へざる可からず、然ば則ち被服臥具等に於ける其の色は何を擇んで可ならんか曰はく色の極端を以てするを可とす

諸君御承知の如くフレイベル翁思ふに教育は第一人素の胎内にあるときより施さる可からず(此のことは客支那古聖人の胎教なるものと相似たり今暫く之を畧す)

第二には胎機既に熟して呱呱一聲母の子宮を離れて空氣中に出でたる時より施さるべからずと此の時翁の主として行ふものは乳兒衛生法を主として造物者より此の世界に人と云ふものを賜はりたる此のひと云ふものゝ無形有形の機關に少しも障害を與へずして完全に生理的圓滿ならしめ人力を以て天意に背戾せざるを目的とするものなり

而して翁は乳兒の眼機の働くときに及んで先づ色體を見せて之を教育せんには何の色を以て最初に見せしむ可きやと深く心を勞せられたり

翁は先入爲主と云ふ金言を深く信ぜられたる人なるが故に今此の乳兒に先入として見せしむるには何色が宜しからんと翁は此のことに就きて非常に精神を勞せられたり

監獄雜誌第九卷第十一號

論

説

(三一)

論

說

翁惟へらく角なるものを見せんか角は廉立かたたちてり即人生餘り廉立ちては面白からず三角も變なり四角も八角も變なり長きものを見せんか餘りヤタラニ 剩長なるも宜しからず屈曲せるもの固より惡しゝなど云ふ様に其の拔群の才を以て多年の間善藏せられたる萬有の學識が翁の腦中に於て甲排乙駁百練千鍛遂に圓體を示すに如かざるに一決せり

翁謂へらく地球に圓なり日月圓あり萬有の形體圓の變化にあらざるはなし圓は圓轉自在なり人生生理的圓滿ならざる可からずなど云ふ様な考へにて遂に圓體を示すと云ふに決定せられたり夫れより圓體の大小物質輕重等を考へ定め而して圓體の色を定められたり

霜惟へらく 凡そ天地間の色は薄くなれば成るほど白色の方に近づきて終に白色無色となる而して凡そ色濃くなれば成るほど黒色の方に近づきて至濃の極終に黒色に至つて止る故に黒は萬色の終窮する處にして白は則ち萬色の始まる處なり故に萬色白に始まつて黒に終り黒と白とは色の兩端に在つて其の兩極を爲す况んや白は至清至潔の色にして色の先入を乳兒に與ふるには白に若くはなしと終に白色の球を第一に見せしむるに決し夫れより種々の色の球を見せ最後に黒色の球を見せる事と致たされたり即ち小生が謂ふ處の色の極端と云ふは白と黒との謂ひなり

白色は衛生の點より論するも教育感化の點より論するも大に有益の色なり故に余は衣服臥具等皆白色を用ひんことを欲するのなり 襦 湯卷 手巾 帶 枕の包み布(木枕は不可なり)等皆白色に爲さんことを欲するものなり

諸色に染まり易き工業塵芥に汚れやすき工業等には濃紺或は純黒色を用ひんことを欲するなり然し此の如き工業に従事するものと雖も房内にては必ず白色の服を用ひんことを欲する者なり汚れ難き清潔なる工業を爲すものには凡べて工場にありても白色の服を用ひんことを望むものなり

茲に一つの批難あり白色は汚れ易き故に宜しからずと余謂へらく汚れ易きが故に清潔なり清潔なるが故に宜しと余答て英人須氏農書を讀むに牛乳を絞るには酪婦を用ふ酪婦の授乳盤には眞鍮を用ふ云々其義を叩くに眞鍮は惡錆を生じ易し故に酪婦絶へず磨きて之をして惡錆を未萌に防ぐ故に眞鍮盤は清潔なりと余が白色を用ひんとするも此の意と異なること無し

四人をして白色を汚かさゝらしむる方に誘導指示するは衛生清潔の方を教ふる所以となる 同日に同業の四人に同白色の服を着けしめたるに其の中に白色を汚したる者あるべく 多く汚したるものもあべく 少しく汚したるものもあるべく 全く汚がさゝるものもあるべく 以て 個人的用心注意の度を測りて感化を行ふの一大参考と爲る 白色を用ふると云ふことになれば監獄にて丈夫に織り立て頻々洗濯を爲すも容易に破綻せずして十分耐久の効あらしめざる可からず 或る工業には前垂必要なり或る工業には肩掛必要なり是等には丈夫の目的を以て雲齋織も可なり小倉織も可なり

去垢清潔は感化上衛生上必要不可欠とするときは監獄には盛に洗濯法を厲行せざる可からず近來の如く肺結核等が監獄を襲ふ様の景況になりては尙更清潔を厲行せざるべからず洗濯を厲行せざるべからず然るときは清潔なる色即ち白色は監獄の色として最大必要なりと思惟す

フレイベル翁は白色を乳兒に示して眼睛より施す教育の最初の方便とせり我は白色を囚人に示めて以て眼睛より施す最後の教育の方便と爲さんと欲す

諸君 願はくは教示するところあらんことを

教 誨

○教誨は理論にあらず経験なり

留岡 幸助

人文の進歩は速かなるものにて數年前まで教誨の効果を疑ひたりし人も今やその力あることを唱道するに至れり、而して其結果や教誨師の俸給を増加してその位置を高めざるべからずと絶叫するに至れり、豈觀せずして止まんや、余輩はかゝる進歩を慶祝すると同時に又一方に於ては余輩教誨師たるもの、實蹟如何を想ふに至りては襟を正ふして職責の重且つ大なるを想はずんばあらず、

余輩の職責重且つ大なるを認識すると同時に余輩は如何にすれば最も能く教誨を徹底せしめ得べきかを考察せざるべからず、余輩は余輩の失敗より學びたる経験を開陳して同業諸君の教を乞はんとす、
 教誨は腦髓の生産物にあらず 教誨師の往々陥り易き弊は聽衆を一人にても多く喜ばせんとするにあり

其れ故に勢ひ如何にすれば面白く爽快なる説教をなすを得可き乎にあり、かゝる精神より爲す所の教誨は多くは其材料心より出でず、又經驗に據らず單に腦髓に於て作爲したるものなれば聽衆を喜ばせるも感ぜざることは能はず、假令感ぜざることもあるも悔過遷善せしむること能はず、學術上の研究に於て嫌惡することは獨斷することにより、感情に驅られて事理を判斷することとなり、故に學術に於ては心よりも智を尊み、感情よりも腦髓を尊むなり、教誨に於ては然らず、腦髓よりも先づ心情を尊み、理論よりも經驗を尊むなり、故に己が經驗を基とせずして濫に理論のみに傾く教誨は聽衆を喜ばせ樂しめることあるも悔過遷善せしむること能はざるなり、

○教誨の基礎は人物にあり

教誨の材料は人にありて物にあらず、教誨師其人に存して書物に存せず、吾人は教誨の材料なくして日曜日の近づく毎に苦悶する人あるを知る、而して時としては人の説教や教誨を燒直して話す者も又なきを保せず、斯の如き教誨や説教の成功せざるは自然の結果のみ、教誨は自己の經驗を語るものなり、即ち自己が深く眞理と神明に感激したる状態を言語の

教

誨

機關を通ふして説述するものなり、他人は如何なることに感激したるにもせよ教誨師自己の感激せざることは決して話すべきにあらず、教誨は斬新鮮麗なることを貴ばず、貴きは其眞率なるにあり、眞率とは是を是とし、非を非とし、知るを知るとし知らざるを知らずとするにあり、面白き教誨は書籍を涉獵して作爲することを得れども失望者に慰藉を與へ、墮落の同胞に高尚なる品格を寄付せんことは夢想だに及ばざるなり、勢力ある教誨は説教者自らの平生が活ける教誨たらずは能はざることたり、酒色に感溺するものが在監者に對して酒を禁じ、色を警むること能はず、英語の所謂 *Right to speak* は之を實行する者が未だ實行せざるものにその實行を促すの權利はありと雖も實行の出來ざる者が實行の出來ざるものを命令するの權利なし、これ倫理學上の原則たり、聞かずやミルトンは左の如く言ひしを、
 「詩人は其全き生涯をして活ける詩歌たらしめざる可らず」、と又カンノン ウイルバルフオースは宗教家たる彼が父につき左の如く言へり、「後年に至りて我が父は説教を作ることの準備を廢し、而して彼は單に自己の修養にのみ力を致したり」と由來有名なる説

教者は自修を貴み自己の經驗を通ふしてもの言へり希臘人と等しく智識の追究に忙はしき日本人はムーデーよりもアボットを好み、孔夫子よりも顏回を撰ぶならんと雖も、智識に優りて實行を貴むものは顏回よりも孔夫子、アボットよりもムーデーを好まざるべからず、教誨は理論よりも實際を尊み、言語よりも人物を慕ふべきなり、人物なき教誨は魂なき人の如く容量あるも實質なきなり、言語を以て教誨する勿れ、人物を通ふして眞理を教誨せよ、

○責むる勿れ同情せよ

監獄は刑を執行する場所なりと雖も教誨師が在監者を責むる場所にあらず、寧ろ同情豊かなる教誨は望ましき限りなり、罪惡は惡むべきもの、思むべきものたることは三歳の童子も自ら之を知らん、犯罪者の凋落せる心意に希望と激勵を與へんならば同情は最も力あるものなり、教誨に同情なきは冬の夜は炬燵や「ストーブ」のなきが如し、暖まらんと欲するも得可らざるなり、同情の念は惡を攻め善を強むとかや、大盜賊ヤンバルヤンも監督ミリエルの熱き同情に化せられたるにあらずや、罪惡を惡むを知りて犯罪者を憐むを知らざる教誨師の教誨は百度び

教誨すと雖も痛を感ずることあるも暖かみを感ずることなし、教誨師に於ける同情や至大至強の勢力ありと謂ふべし、

○教誨に就て

山本 徳 尙

教誨の目的 是囚人をして過を悔ひ善に遷らしむるに在りて更に他の如何なる目的をも有せざるものなることは言ふまでもあらじ、而して此目的を全ふし得る教誨換言すれば

教誨を有効 ならしむるには先づ其教誨をして囚人に適切ならしめざるべからず即ち其教誨や學術的研究によるものならざるべからざる也、個人的待遇なる文字は目下監獄界の題目語なるが教誨に關して最も切に此個人的待遇を要す、凡そ人の行爲は善となく惡となく各其原因を有するものにして決して忽然突乎として動作するものにあらざ、勿論人間は意志の動物とさへ云はるゝ程の者にて單に外界の原因によりて動作するものにあらざ各自自由の意志によりて動くものなることは言ふまでもなけれど、其意志が是れ若しくは彼れに發動するに至るまでには幾

多の原因ありて之を誘導したるものなるを忘るべからず、罪人の曾て罪を犯すや或は身体の弱質より或は心意の弱質より或は家庭の不良より或は人事の變災より或は社會の不完全なるより或は經濟上の事情より或は天災地異の結果より或は地勢氣候の關係より、若しくは以上諸種の原因の集合より此に至りたるものにして、罪人は惡人なるが故に犯罪すと云ふが如き單純なるものにあらず、從て彼等を教誨感化するには其性質と歴史と現情とを調査し且つ又醫師によりて其體質をも知り得たる後之に與ふるに最も適切なる教誨誘導を以てせざるべからず、然るに人は各自に異なりたる歴史と性質とを有するものにして犯罪人の如きも各自異様の原因を有するものなれば最も適切なる教誨誘導は自から個人的ならざるべからざるの必要あり、即ち『彼等』を教誨するにあらずして多くの『彼』を教誨すべきものとす、胃病者と肺病者と眼病者と脚氣病者とを治するに同一の醫藥と療養とを以てすべからざるを知らば偶發的殺人犯罪者と習慣的盜盜犯罪と政治犯者と猥褻犯者とを教誨するに同一の方法を以てすべからざるを知るべし、教誨師たらん者は此間の消息を解せざるべか

らざる也、次に教誨を有効ならしむるに要するは

教誨師 の人物也教誨の方法が如何に研究せられ

たりとて教誨師其人を得るにあらずんば到底其効を

見るべからず、教誨は人によりて活ける教誨たるべ

ければ也、此を以て當局者は何よりも先きに教誨師

の選擇に最も注意せざるべからず、先づ前述の如き

教誨を實行せんには教誨師自身に於て學術上の智識

なかるべからざるを以て可成現今の學術的教育を受

けたる者の中より選擇すること一條件なるべく、且

つそれと俱に寧ろそれよりも大切なるは教誨師の品

性也、彼は慈眼愛膺の人たらざるべからず、彼は至

誠敬虔正義の人ならざるべからず其言と行との一致

せる人物ならざるべからず即ち彼は天を畏れ人を愛

するの人物ならざるべからざる也、凡そ人を感化す

るの道は言にあらざして行に在り、行にあらざ

して居常に在り、惡人も亦能く賢者の語をなし奸人

亦能く聖者の行をなす、居常の高潔清美は至誠敬虔

の人にあらずんば存せず、而して居常の敬慕すべき

人物にあらずんば罪人を感化せんと到底不能の事に

屬す、蓋し彼等罪人の多くは既に説諭に厭き説教を

「スプレイション」のみ獨り彼等を感化するの力た

るべければ也、偕て教誨師の選擇此く大切なりとせ

ば之を得るの

門戸 を廣くせざるべからず從來の有様を見るに

我國の監獄は總じて佛教の僧侶を教誨師に用ひ其他

の宗教家若しくは教育家を採用せるものは殆んど無

しと云ふも不可なるべし、其所以や如何なる邊に

あることなるかは吾等の知らざる所なれども今日に

於ては廣く人物を聘用すると肝要なるべし、其人物

だに善真ならんには其人の信ずる宗教が佛教なれば

とて耶蘇教なればとて少しも差支あるべからず、神

道家にても可也儒者にても可也、要は教誨師たるべ

き人物なるや否やに在りとす、世には未開の人民

ありて明治の天地に舊幕時代の思想を抱き神儒佛は

兎も角も耶蘇教は外教なれば之を教誨師に用ゆると

不可然など云ふ者もあらんかなれども是甚だ無道理

の言たるべし、監獄の教誨は罪囚を感化して良民と

なし得れば足れり此目的を達し得れば佛教徒なりと

て耶蘇教徒なりとて妨ななければ也、監獄教誨には教

誨師其人を撰ぶべく其宗教を撰ぶべからず、序でな

れば此に一言せん近來巢鴨監獄に於て基督教信者を

教誨師に聘用したりとて都下一二の新聞は之を云々し本願寺の石川某なる人は書を内務大臣に送りて佛敎は公敎也、耶蘇敎は私敎也、私敎を公所に用ふるは不都合にあらざるやとの意を洩らせしやに聞く若し石川某なる人にして宗教の本旨を解し監獄教誨の主旨を知るものならんには此の如き言をなさざるべく或は誤傳にあらざるやとも思はるれど不幸にして事實ならんには彼は監獄を以て傳道機關而かも官設の傳道機關と思惟する者にはあらざるか、前きにも陳べたる如く監獄教誨の目的は罪囚の感化に在りて佛教信者を造り耶蘇敎信者を造る爲めにあらざる、即ち監獄は何處までも監獄にして寺院若しくは教會にあらざる也、監獄は教誨の爲に僧侶を用ひ若しくは他の宗教家を用ふるも宗教を用ふるにあらざる、勿論教誨師が宗教を説きて教誨するところも是は教誨師が感化上必要と認めたるに由るとして政府が之を強行し若しくは干渉すべきものにあらざると言ふまでもなし、若し然らずして政府が此宗教或は彼宗教を限りて傳道せしむるとせば之必竟政府が傳道すると同一にして政敎混亂と謂ふべき也、教誨師が教誨の爲に宗教を説くは決して差支なく、若し宗教を説くこと

によりて一人にても多く感化し得れば彼れは政府より命ぜられたる職務を全ふしたる者にて政府は決して之に干渉すべきものにあらざる、唯感化の成否如何に注意すべきもの也尤も宗教上の衝突を避け信敎の自由を妨げざる様方法を建つるは教誨師自身に於ても政府に於ても當になすべきことにして或は一定の規定を定むるの要あるべし(總四教誨を道義教誨として強行し宗教教誨を別に設けて自由に聽聞せしむる等)と雖も公敎私敎の區別を云々するの必要更にあるなし、若し教誨の目的を達し得れば私敎なりとて何ぞ妨げんや且つそれ公敎と云ひ私敎と云ふも單に社寺局の厄介となるや否との相違に過ぎずして宗教上何等の意味をも有せざる也、道は凡ての人の道也敎は凡ての人の敎也、佛教が世界の人類に敎へらるべき宗教たるが如く耶蘇敎も亦世界の人類に傳へらるべき宗教也、而して社寺局の厄介に預かるや否とは之亦監獄教誨と何等の關係をも有せず、社寺局が干渉し束縛せるが爲に監獄が其報酬を寺院に與ふるの義務を有せざる也、世には或は耶蘇敎を以て非國家的也日本の國体に合せずなど云ふ者あれども吾等は又此説にも感心する能はず、耶蘇敎は國家的

なればこそ世界的なればこそ如何なる國家にも適する也歐米の帝國王國共和國が其政體團體の如何に拘らず耶蘇敎を信ずる人民を以て益強大進歩するに日本のみ此敎を容るゝ能はざる國也と云ふは論理上日本を世界的能力なしと云ふに等しく實に不當の言なりと云はざるべからず、宗教の事は之にて筆を止め更に進て教誨を有効ならしむるに要する他の條件は典獄 自から教誨を重んぜざるべからざること之也、即ち彼は充分に自己が敬信し得べき人物を聘して之に教誨の事を托し自身も亦出來得可き限りに於て之が爲に助力し便宜を與ふべき也、實にそれのみならず典獄自から教誨師たるの心得を以て自家の品性を養ひ罪囚の師表とならざるべからず、教誨を教誨師に委して顧みざるが如くんば教誨の効績到底舉るべくもあらず次に要するは

何に血の汗を絞り熱き涙を注ぎて教誨するも戒護官吏が遇囚の法宜しきを失はば教誨の効や見るべからず、戒護官吏は宜しく教誨師と互に氣脈を通じて相互に其職を助けざるべからざる也

教誨課 を設くることは以上の諸項を成す上に於て甚だ大切也とす、吾等常に怪しむ肉體病あれば醫ありて之を治し且又之が豫防を嚴にし攝生清潔法を布きて病の蔓延を防がんとするに、精神上の病に至りては輕々之を看過して取へて重大事となさざるが如し、是實に思はざるの甚しきもの也、苟も精神上の病を治すべき教誨を有効ならしめんとせば是非とも教誨課の一課を設けて研究に便じ感化の實を擧ぐるに勉めざるべからず若し色々の都合上止を得ざる事情あらんには典獄の直轄として典獄の官房の務となすも可也、教誨師を第一課に屬せしむるが如きは教誨師待遇の道を失するのみならず教誨上極めて不都合なるものと謂はざるべからず

此他教誨師員數の増加、増俸、時間等の事あれども前々號木戸驥氏の所見と大差なきを以て之を略す

○監獄教誨の主義を論ず

間野 闡門

一箇の團體を組織し一の事業を起すの要ありとせんか、必ずやこれが一定の順序なるべからず、順序とは何ぞや、一に曰く目的、二に曰く主義、三に曰く方法は是也、則ち先づ團體を組織せざるを得ざる必要を認むる、是れ目的の淵源する處なり、而して此目的を達せんが爲には、確然不拔の一大主義と此主義に籍り以て事業を實行する方法即手段たるものなくんばあらざるなり、

目的、主義、方法は、恰かも人体に於ける精神、血液、活動の三者具備して、初めて克く人格たるの性能を完ふするが如く、此三者整足して有機的事物として世に存在することを得ざれば予輩は目的なく主義なく方法なきの事業を名けて、これを團體の死と云へ、事業の滅亡と云ふ、死せるもの豈世に存在せしむるの要あらんや、

監獄教誨も亦は一箇の有機的事業に屬す、豈此三者

具足せずして可ならんや、されど予輩は今目的と方法を論ずるの餘暇なし、直指丹田、監獄教誨の主義を論じて、聊か大方の識者に訴へんとす、若し夫れ目的の方法の如何に至りては、更に他日を期して論辨せん、

監獄教誨の主義を論ずるもの、一に曰く道理主義、二に曰く道德主義、三に曰く宗教、概して以上の三者なりとす、三者の優劣可否に至りては、論議百端未だ容易に一定すべくもあらずと雖も、予輩を以て見るに道理主義の理論的學問的なるよりは、道德主義の實踐を期するの優れるを知り、而して復道德主義の薄弱にして一時的枝末的にして、而も實行に困難なる道德主義よりも、宗教主義の深遠にして永世的根本的にして、而も實行に易々たる宗教主義の優れるに如かさる所以を論結せん、

監獄教誨に道理主義ありと云ふ、予輩その何の意たるを解する能はずと雖も、若し夫れ文字の上より推測せば、道理主義と云ふは、哲學主義なりと云ふに非る乎、非乎、抑も哲學なるものは、宇宙間の原理を推究するの學科として、物心二元の關係即自他の關係如何を推究

するものなり、換言すれば吾人有限の智識を以て、森羅の万象を研究する一箇の學術とすべきものなりされば罪囚を感化するを目的とする監獄教誨に哲學主義ありと云ふ、豈珍奇なる所説にあらずや、

教誨の標的者たる渠れ罪囚は、全然道理を辨別するの能力なきものに非れば、道理は充分識るも良心の訓諫に於て欠く所あるもの、所謂十を知りて一を行はざる不具の人類なり、かゝる難度の人類に對して、道理主義を以てするは、恰かも火を消さんとして油を注ぐか如く、益渠れか惡念を増長せしむるの媒介とこそなれ、此に籍りて監獄最終の目的を奏せんとする、寔に百年黃河の清を待よりも難しと謂ふべし、

予輩曾て小河監獄事務官の口より氏か恩師のクロイ氏の箴言なりとして左の語を聴く、

監獄は實踐躬行の聖域なり、實踐躬行を以て充されつゝある監獄に於て、理論を主とする教誨主義ありと云ふ、不適切も亦酷しと謂ふべし、

茲に於て乎、道德主義と云へるもの生じ來りて、前者の非なるを斥けんとす、

道德の定義に至りては、古來の學者、その標準を或は自利心に取リ或は利他心に取リ、或は良心に、或は天帝命令法に、諸家の學說歸着する所なしと雖も、予輩は自他兼愛説を標準として、正に左の如く謂はんとす、

道德とは吾人々類の社會上に於ける有益なる行爲を謂ふなり、能誨せば社會の福祉を増進する習慣的行爲の結果なり、而して此定義に籍りて道德主義を樹んか、善は則ち善なりと雖も予輩の思ふ所によれば、復大に間然する所ありて存す、何となれば渠れ罪囚は普通の道德社會の公道に背反したる法律上の惡人なり、社會に害毒を流し幾多の良民を恫殺したる惡漢なり、固より渠等と雖も、五常五倫を知らざるに

あらず、渠等が一度ならず二度ならず三度も四度も、入監する所以のものは、畢竟道德主義の感化が薄弱なるによらずんばあらず、好亦此主義に依りて感化の効を奏したりとするも、其効たるや宗教主義の感化力に比すれば、即ち一時的の感化にして、精神の救済は未だ終らざるものと謂ふべし、稽に終身刑の囚徒に至りては、宗教主義によらずんば、如何なる方法に依りて精神の安慰を覓めんや、

然るに宗教は、(定義は前號司獄官の宗教心の下に出す)自己以外に無限絶對の制裁力あることを教ゆるものなれば、如何に渠等の如き愚漢無賴の徒と雖も、一度此制裁者あるを認識せんか、則ち渠等は既に精神の救済を終へて、歩々樂園の妙果を期するものと謂ふべし、故に吾人は之を稱して監獄教誨の絶對主義と云ふ、

由是觀之、監獄教誨の主義としては、道理主義、道德主義に依るの感化力は、最も薄弱なるものなり、姑息なるものなり劣等なるものなり、部分なるものなり、要するに予輩宗教家としては此宗教主義の外他に一物あるを認むる能はざるなり、若し夫れ世に宗教ありて道理主義、道德主義を總攝し能ざる宗教ありとせんか、則ちその宗教は殆んど文明的の宗教たる價值なきものと云ふべく、復若し宗教家にして自己信奉の宗教主義の外に諸多の教誨主義ありと云は、自己の主義を放棄したるにあるか將た自己の主義の非なるを認識したるにあらざれば、熱心以て事に當る者にあらざと謂ふべし、

歐米各國の監獄教誨か宗教主義を以て發達し實行しつゝあるは、讀者と共に聞知して疑ざる所にあらざ

や、然るに吾邦獨り同時同處に二箇の主義あり、或は三箇の主義あり、或は一定の主義なし、或は更に主義なしと云ふ是れ豈國家として斯業の爲に忠なるものい所爲なりとせんや、

○囚人教誨の目的に就て

在三池 都 茂 隆

木工の木を斫るは以て器具を作らんと欲するなり農夫の地を耕すは以て穀菜を穫んと欲するなり凡そ人の業を爲す皆此の如し必ずや其目的とする所なかる可からず目的なくして之を爲さん乎之を盲爲と謂ふ盲爲は業を成し事を遂ぐる所以にあらざるなり是を以て囚人の教誨を爲んと欲するもの亦須らく先其目的を定めざる可からず然り而して此目的の應に如何なるべきかを闡明するは是れ斯業に従事する者の重責に屬し教誨師たる者は因より之を知らざる可からず凡そ人の事を爲すや須らく先其處理する所の物の性質を審らかにせざる可からず故に木工は能く木の性質を知らざれば以て其業を成す能はず農夫は能く地味の如何を審かにせざれば以て其収穫を多からしむる能はず今教誨師にして人類の性質を知らざれば

是れ猶木工の木質を知らず農夫の地味を知らざるが如きなり安ぞ能く其業を成すことを得ん抑も人類の性質と云ふこと其義極めて廣く夫の靈魂生滅のによりして心意の發動及び其作用並に身体發育のこの如き皆此に屬するものなり而して其靈魂の生滅心意の作用等を講明する學は即ち哲學にして身体發育のことを講明する學は即ち生理學の一部分なり哲學の中專ら心意の作用を講明するものを心理學と云ふ然らば即ち教誨師たるもの必ず先廣く哲學生理學の二科を修めて善く人類の性質を究めんことを要す教誨師既に人類の性質を明にしたるときは茲に又教誨の目的を定め其目的を遂ぐるの手段を按ぜざる可からず是れ猶木工が斧斤の用方と木を携ふる術と農夫が耒耜の用方と稼穡の道とを知らざる可からざるが如きなり畢竟するに教誨の目的は彼等をして他日出獄の後人類の目的を求めて之に到達することを得せしむるにあり故に唯之を一時に求む可からずして之を永遠に期すべきものなり故に教誨師たるものは一時を纏繞するが如き姑息的の教誨を爲さず宜く彼等の道德的品性を陶冶し出獄の後出來得べき丈純全の人となり社會に出て、人間普通の職分を盡すことを得

せしむる準備を爲さる可からず只夫れ人間究極の目的は純全の人たるにあり而して教誨の目的は彼等を誘導して彼岸に達せしむるに外ならず然りと雖も之を僅少の期限内に於て能く教化誘導し純正の人たらしむることは到底能くすべきにあらざ只彼等をして他日此目的を達すべき階級を作り又其準備を爲すにあり彼等出獄の後自力を以て曾て監獄に於て受けたる教化の方向に進行し自働自裁の道を得せしむるに在り監獄の教誨は彼等に格段なる技藝を教へ彼等に特別なる職業を授くるに非らずして自から身を修め家を齊へ世に處し國に盡す爲めに適應なる道德的品性を陶冶するにあり換言すれば出獄後の後等は出來得べき丈純全なる人となり社會に出て、人間普通の職分を盡さしむる準備を爲すにあり之を譬ふるに慈母が其愛兒の旅行を送るに際し其目的の地方に到達するに必要な總ての物品旅費を備て之を與ふるが如くせば可ならん乎聊か所思を記して以て讀者の明教を仰ぐ



○教誨管見

鍛冶橋教誨師 田 中 一 雄

教誨の至難なる元より喋々を要せざるなり。岳洋先生の石田に耕すと一般なりと云はれしは過言に非ざるを信ず然りと雖ども世に至難なる事業程成就するに至て愉快を感ずるもの無るべし。噫々壯快なりと云ふ如きは至難なる敵の關門を打破りし時にこそ感ず可きものと信ずるなり。況んや吾人不肖の身を以て教誨の任に充たる實に快樂となすべきのみ。

余が幼時は愚鈍にして放逸無頼一も父母の訓誡に順ふこと無く師友の忠言も聽しことなかりし故に一身を過たんとする再三にして足らざりしも幸ひ慈母や慈姉の保護に依て一身を全ふすることを得るも今にして之を思へば潛然慚愧の涙禁ざる能ざるなり。故に余は常に囚人に對する同憐の情最も深きを覺ゆるが故に小數の囚人にては教を聞き道を求むるものあるときは喜で寐る能ざることあり又た或る囚人の如き放免後三々年間正業に勉勵し時々余を訪問し來る在れば余は彼を視る醫師が不治の症に罹る病を癒せし如き心地せられ時に或は教誨場裏に在て脇見などす

る囚徒を呵りしに彼れ直に面會を求め來り詫言申せしこと(監内の事なれば)など思ひ出れば彼等に慚愧心あるは日々目撃する所なり。人誰か良心なからん余にして彼等と交るに誠意誠心を以てせば如何に憐愍なる囚徒もいつか神恩の忝なきを悟る處あるべしとは始終余が腦裏に往來する所なり。而して目下雜居監房の積弊は實に不快を感じ居るも暫く他日の改正を待つのみ。

兎に角教誨をして有効ならしむるや以上余が述る如く單純なるものに非るへし。或は社會の關係に法律の改正に教育上の關係に獄舎の改築に保護に感化に何にも彼も完全具備せざる可からざることは今更余が言を竣たさるも余は云ん目下の大必要は假りにも分房監を設け嚴肅なる個人的待遇法を獎勵し囚人各個の情体を充分詳に司獄官其人の知得するを必要なりと信ずるなり。最も當今東京大坂の如き大監獄を縮少し平均五百囚を置くの說政府内部に在りと之れ最も余輩が賛成する處にして教誨上に益する處しとせざるへし。故に余は昨年來専ら囚徒の個人に付き内外の事情を詳知するとを勉め所謂其病者に應じて一方には病毒の爰除すべきを懇説し一面には病を治する所

囚人身分取調表中に記入すべき項目

本然原因	補助原因	四
無智	形式原因	心中に存する規模家屋ノ製圖等の如きもの
白痴	作効原因	必要なる勢力技師の勞力差氣力の如きもの
遺傳	結局原因	事項を興す目的快樂利用などの類
固執	反面原因	結果を生ずるを妨げざる教育ノ不具なるもの
瘋狂の類	嗜好より罪人となるもの	色情より犯罪せる者
貧困なるより罪人となるもの		
迷信より罪を犯すもの		
習慣より犯罪せるもの		
他人に欺かれ若く強迫せられ罪人となるもの		

等	の	類
我儘氣隨より罪人となるもの		
強慾なるより罪人となるもの		
自暴自棄より犯罪せるもの		
放蕩遊惰より犯罪せるもの		
鹿暴より犯罪せるもの		
等	の	類
宗教上の感化を受ける能力	再犯の憂	放免後の生活
全く無き者	全く無き者	全く立つ者
稍々無き者	稍々無き者	稍々立つ者
普通に有る者	全く有る者	全く立たさる者
特に有る者	稍々有る者	稍々立たさる者

夫れ如此犯罪の原因を詳悉し其の今日に至る結果を明らむるときは單に教誨上に便益するのみに非ず遇囚の上にも益する所有る可くと信するなり。

古言に曰視其所以視其所由視其所安人焉瘦哉之を以之を要するに余か如斯して教誨を爲さんとす

る畢竟從來の主觀的即ち說教法誨訓戒にのみ止りて客觀的即彼囚徒の心地に付て研究を要し併て彼囚徒の根本的改心を促さんと欲するなり

雜 錄

○監獄官教科書序文

序

世運愈進。而制度日新。就中獄務之整否。則一國文野之所分。民情安危之所關。宜哉。文明諸國銳意圖之更新也。我國獄事之就緒。雖日尙淺。駸々進步之間。其養成人才。練磨職事者。益急矣。夫獄舍雖美。制度雖備。不得其人。則爲死物。長之職者。不可不留意于茲乎。而養成之道。實務與學問。互相待而行。此所以監獄學之講究不可欠也。監獄吏員中村、三浦、上田三子。頃日編監獄官教科書。請序余。余深嘉用其心于獄

事。乃欣然序而還之。明治三十一年九月
伯爵 板垣退助

監獄官教科書序

國に犯罪あるは猶ほ人に疾病あるが如し、犯罪者は即ち國の病者なり、すでに病者あれば從て之を治療する所なきを得ず、是れ即ち監獄なるもの、設けありて犯罪者を收容し司獄官ありて之に懲感感化の道を加ふるの必要ある所以なり、任に司獄の局に當る所の者、須らく彼の醫師の病者に對し先づ其の體質、遺傳、年齡、職業等の關係を査察するを要するが如く、其の犯罪の因つて起る所の原因は勿論、尙ほ深く犯罪に關する個人的諸般の事況を審究して之れに適應する處遇の方法、即ち對症機宜の藥餌を投し攝養を施す所なかるべからず、或は紀律、或は教誨、或は作業、或は衛生、均しく治獄の要件なりと雖も一、以て既に専門の科學となすに足る、猶ほ彼の醫學と汎稱する内にありても内科あり、外科あり或はまた眼科、産科、小兒科、齒科、耳鼻科等諸種の専門科學あるが如し、治獄の事、豈に夫れ容易の業ならんや、司獄の局に當る所の者、宜しく進んで各科の

専門に涉獵して大に斯の道の蘊奧を研鑽する所なかるべからず

頃日僚友中村、三浦、上田の三氏、監獄官教科書なるものを著述し其の稿本を齎らし來りて序文を需む之を閱するに監獄學及び監獄官實務要領を首とし刑法、刑事訴訟法裁判所構成法、憲法、行政法、會計法規等苟くも司獄官として研究せざるべからざる法規は、細大殆んど之れを網羅し而かも理論に奔らず、實務に偏せず、所謂中庸、宜しきを得たるのみならず文章用語等の點に就ても亦慎密の注意を加へたるもの、如く、眞に司獄官の教科書たるに背かざる斯道の指南車たるを信ず、若し夫れ司獄官にして本書に就き研究する所あらば庶幾くは以て治獄大體の理術に通曉し國の疾病たる犯罪其の物を矯治防遏するの目的を達するを得んか、監獄改良前途の爲め偏へに本書の斯の社會に普及せらるゝに至らんことを望む、聊か所懷を書して序文に代ふ

明治三十一年九月

小倉久

監獄官教科書稿本一閱いたし候處右は監獄學を初め

とし凡そ職を監獄に奉ぜる者の一通り學知すべき諸科目を簡明に記述したるものにして此種の著書が貴會に由りて弘布せらるゝは小生の最も喜ぶ所に御座候

監獄改良の聲は數年來漸く高まり來り候得共其聲の大なる實蹟の擧らざるは小生の遺憾に不堪所に有之候、密に實蹟の擧らざる而已ならず場合に依りては却つて改良を阻碍するものありしは如何にも痛恨の限りに有之候一例を申上候得者彼の監獄費國庫支辨と云ふことは數年前政府の計畫せる所なるが于今其實行を見ざる而已ならず監獄費は早晚國庫の支辨に移るべしの豫期か却つて各地方に於て監獄の改良殊に監獄の改築其他改良事業にして費用に關する部分の進行を阻止し又は少くとも之を阻止するの傾向ありしは爭ふべからざる事實に有之候小生は素より監獄費の國庫支辨ならざるべからざることを主張致者には候得共唯今日までの成行に就き考へ見れば或は監獄費國庫支辨の議が斯く早くより唱道せられざりしこと却つて此の事業の進捗に都合を得たらんかと存候其の他之に類する事項尙は有之候得共茲には省略致候要するに今日の情況誠に餘儀なしと申外有

之間敷候得共亦一つには所謂監獄改良の順序次第に於て歟失あしにあらざるやと疑はしむるものも有之次第に御座候嘗て小河氏が獄務提議を著せし時小生は監獄の改良を圖らんには最先に司獄官吏の教養に力を盡すべきことを一言したること有之候小生は今に尙ほ其必要を感じつゝある者に有之候勿論監獄官吏の教養には種々の手段の施すべきもの有之候得共本書が斯の事業に従事すべき人に對し少くとも準備的智識を授くるに餘りあることは小生の信じて疑はざる所に有之候貴會が今に始めぬことながら斯道の爲め盡されることは小生の感嘆措く能はざる所に有之候著述其物の價值に至りては小生が殊更贅辭を添ふるの必要之なかるべしと存候勿々敬具

明治三十一年九月

久米 金彌

監獄學會御中

序

世に刑律なくんば一日も政道の保全を期すべからず業でに刑律の要あり須らく能く之を運爲操縱する所の有司なかるべからず刑獄家と稱するもの即ち是れ

し罪を三族に及ぼして永劫、儒教の破門を宣告するに至る刑獄の我が東洋に發達を見る能はざりし所以のもの蓋し偶然に非らざるなり
機運一變、西洋文物の輸入と共に治獄の事亦た漸く其の本面目を發揮せらるゝに至らんとするの兆あるを見る、然れども歴史的幾千年を通じて深く社會公衆の腦裏に養成せられたる所の迷想は一片の理論一朝の制變に由つて固より容易に之を矯正し能ふべきに非らざるは論を俟たず監獄を目して穢土となし有司を指して非情の人種となすの思想は今尙ほ昔の如し監獄改良の前途豈に亦た悠遠ならずと言はんや

監獄有司の今日に處するの道如何となす曰く唯た偏へに己れを治むるの道に専らなるにあり熱誠ある者は則ち智能足らず智能備はると稱する者は則ち博愛同情の心に闕くる所あり甚しきは則ち熱誠なく智能なく又博愛同情の何物たるを解せざるが如き者すらなきを保せず先づ賤んで而して人之を賤む監獄今日の患も亦た此に非らずや人は目して穢土となす吾れは此を以て天分を盡くすの福田と信じ己れの血と骨とを捧げて以て喪ひたる同胞を救済せんことを努む

なり刑獄家なる者豈に治世必須の機關なるに非らずや然るに古今、世の刑獄家を惡むこと甚だ深く幾んど彼れを目して仁義の賊となし訾詆侮蔑、至らざるなく學者之を唱へ先進之れに應じ滔々たる世俗亦た相率ひて附和雷同し因襲の久しき終に刑獄家と言へば殘忍暴戾是れ事とする人非人なるが如くに迷想し走卒兒童も亦た之を嫌忌すること猶ほ蛇蝎の如し畫地爲獄議不入、刻木爲吏期不對、天下之患莫深於獄、敗法亂正、離親塞道、莫深乎治獄之吏と天下の患、獄より深きはなしと謂ふは至言なり然れども世に法を敗り正を亂するものあるが爲めに獄以て之を治むるの必要あるを致す獄は天下の至患なりと雖ども然かも所謂必要の至患にして仁愛之實、己行乎中。能く之を利用して治平を圖る所以のもの是れ豈に刑獄家の當さに努むべき任務なるに非らずや其の敗法亂正の當に親塞道莫深乎治獄之吏と謂ふに至つては沒理も亦た甚矣と言はざるを得ず路溫舒の上書に曰く臣聞秦有十失、其の一尙存、治獄之吏是也と嗚呼何れの世か能く治獄の吏なきを得んや腐儒時務を知らず漫に道德を偏重して政刑を疎外す趙蓋楊韓の徒ありて遇ま刑獄の要道を説けば忽ち斥けて以て仁義の賊とな

誰れか之を聖業ならずと謂ふ誰れか此所を聖域ならずと謂ふ凡俗、曉らざれば則ち識者知る識者知らざれば則ち神明之を認む神明の認むる所、豈に凡俗の終に之を曉るに至るの機なきを得んや獄卒と呼び外道と言ふ世評固より吾れの關する所に非らず自ら己れに問ふて熱誠、智能、博愛同情の足らざるや如何と顧りみよ熱誠あり智能あり博愛同情なる獄卒外道なりと言ふに至らしむれば則ち吾れの望みは此に足れり比屋有可封之俗、天下未嘗無不可化之人、斯の心を以て此に従ふ治獄の前途、望恰如春、東洋積年の迷霧を撥破すること蓋し吾人今日の監獄有司たる者の責務たりと謂ふべし

友人中村、三浦、上田の三氏其の著監獄官教科書を公刊するに際し來つて予に説を求む即ち記して之を贈る諸氏亦た予と其の感を同ふする所あるや否や

明治三十一年九月

小河滋次郎識

監獄官教科書跋

監獄の事業は政治問題として且社會問題として將た財政及宗教問題として一日も討究改良を怠るべから

ず、而して其關係する所、極めて廣且大なりと謂ふべし、爰を以て歐米諸國は既に十八世紀の末葉に於て銳意之が改良を企圖し今日の進歩を致したりと雖も歴史は明かに困難と耐忍の結果たりしを證明せり、監獄改良の業至難中の難事たるや知るべきなり、而して歐米各國に於ける監獄改良の沿革史を見るに何れも我國とは全く趣を異にして彼の國に於ては改良の聲、博愛慈善有志の間に起り人類當然の義務として熱心に社會に訴へ遂に政府をして默止し能はざらしめたりしなり

竊て我國の狀況を觀れば文明、日に進歩し生計の程度愈々高きを加へ、人事複雜を極め犯罪の數愈々増進し政府之れか救済改善に銳意熱心なりと雖も社會は之を冷淡に看過し一滴の熱血だになきが如し、洋の東西、文野其度を同ふせざるに因ると雖も亦た驚くべき現象にあらずや

我國の狀態已に此の如くなりしに依り隨て身を斯業に投し専攻以て其蘊奥を極めんとする者なく又教科の資に充つべき書籍の如きも小河氏の著書を指て今日に至る迄絶て他に適切な書あるを聞かず余の常に痛惜して措く能はざりし所なり、今や僚友中村襄、

三浦貢、上田定次郎の三氏茲に見る所あり、頃日一書を著し名けて監獄官教科書と謂ふ、稿成り余に示す余之を一讀するに文章簡明、理義明晰最も實用に適し斯道の金科玉條たるは炳として疑ふべからず、官務の餘暇、此大業を成就し斯道熱心家の爲めに寢食を忘れ此眞師を與へられたる三氏の辛苦精勵誠に敬服の至りに堪へず、説く所、高妙に失せず、大綱を網羅し眞義を漏さず、精練度に適ひ、分類宜しきを得たり、實に得難きの良書と謂ふべし、若し職を治獄に奉ずるの諸氏常に本書を座右に置き攷究怠るなくんば行刑の眞理を昭かにし、刑罰の要義に副ひ、且つ改正條約實施に丁り法治國人を拘禁するに及んでも處遇を誤り、國際上の紛擾を起し、國家の體面に關するが如き虞なきは勿論、明治三十年勅令第二百十五號及同年內務省訓令第十四號考試規定に依り撰拔試験を受くる上に於ても直接裨益する所、尠少にあらずるべし

余は此の如き良書の世に公にせらるゝを喜び併せて本書の普及と著者の目的の貫徹とを切に冀望して止まざるなり

明治三十一年九月 山上義雄

○改正官制に伴ふ雜記一束

昨年來の難問題なりし行政整理の結果は去月廿二日の官報號外を以て發表せられ本月一日より實施せらるゝこととなり、然り而して此行政整理發表の結果、予輩に最も直接の關係を有する監獄行政の上に果して如何なる變革を與へたるかを見るは當に無用ならざるのみならず前途斯道改善の消長に關すること大なるを以て予輩は左に項を逐ひ其梗概を摘記し卑見を附加せんと欲す讀者幸に之を諒せよ

○監獄局の存置並局長の官等

今回の行政整理は其大體に於て緊縮主義に出て各省中幾多の局を廢合振肅せられたるに拘はらず一時廢局の噂さへ高かりし內務省監獄局は上に斯道に熱心なる板垣内相を戴き加ふるに内外の刺戟に依り當に監獄局の存在を維持したるのみならず、從來其局長の奏任たりし位地を上げし勅任とし他と併立權衡を保たしめたるは斯道の爲め進歩の徵候として予輩は之を歡迎するに吝ならず加之各省の事務官なる官職を全廢せられたるに拘はらず獨り專任監獄事務官

は巍然として超脫の官職とし存置せられたるは局長の陞等と共に政府は如何に斯事業を重要視したるかを知するに難しとせざる所なり、然れども百尺竿頭一步を進めて予輩の希望を述べしむれば監獄局主管の事務は依然として従前と異なるなく從て其分掌事務の如きも舊時の如く獄務、計表の二課に止め建築、視獄等の分課を新置するに至らず監獄事務官の定員を増置するに至らざりしは轉々予輩の痛恨に堪へざる所なり、然りと雖も時節柄は實に予輩が望外の希望にして今日直ちに之を云爲するは素より予輩が望蜀の譏なきにあらずるを以て只單に今後に於ける行政改革の時に於ける予輩の希望として當局者と共に茲に之を期待せんのみ

○監獄局長以下局員の異動

監獄局長は新官制實施の結果として從來の奏任局長即小倉警保局長の兼任は其儘廢官となり新局長の任命を要すること當然の事理となり、然て新官制の實施期即ち本月一日に至り局長の新任なきを以て吾人は當時何人か果して其椅子を襲はるゝやに付一の希望を抱持したり、开は他にあらず專任の局長を置

かれんか將た從前の通り他の兼任とならんかどの一事是れなり、然るに超て同七日に至り小河監獄事務官に監獄局長事務取扱を命ぜらるゝに至れり

尋て専任監獄事務官は舊に依て小河岳洋先生の就襲たること従前と異なるなきは勿論、先生の力を藉るにあらずれば到底前途の改善を期す可からざるものあればなり、而して之より下て監獄局員の定員及移動は如何と云ふに大体に於て其局面を一新したるにも拘はらず從來十名の定員なりしと云ふに一層之より減して六名の定員となりしとは吾人の眼よりすれば聊か遺憾なき能はざるのみならず前後矛盾の感なき能はざるが如し是れ畢竟一時他局に於ける減員との均衡を取られしに過ぎざるべしと雖も既に其局務を擴張し其局長を勅任とせられたる一事を以て見るも漸次其事務の進捗に伴ひ定員を増置せらるべき時機又決して遠きにあらざるべきを信ず、而して定員減少の結果として羽村内務局は依頼本官を免せられ出て千葉縣警守課長を拜命し本月五日出發起任せらるに至れり是れ蓋し一時機宜に應ずるの止むなきに出てしものなるべし

○集治監高等官以下の減員

新官制は北海道集治監分監長四人の定員を三人とし、書記看守長并監獄醫の定員各監を通して百八十二人なりしを減して百十八人とし差引六十四人の減員となしたり、而して此減員は從來各集治監判任官の定員は他の廳府縣に比し比較的優なりしに職由せしものなるべしと云ふと雖も吾人は容易に之を信ずる能はざるなり何となれば分監長の定員四人を三人とせしは北海道網走分監は昨年六月拓殖務省主管當時に於て減刑令の結果として一時同道の囚員著しく減少せしより之を閉鎖するの止むなきに至りしと雖此異常の減員は到底久しく之を持続する能はざりしを以て更に本年九月一日より同分監を開始するに至り既に百名の囚人を移監し之に適應せる官吏の新配置ありしに拘はらず開監日尙淺かりしを以て行政整理委員の眼中之を無用視し一人の分監長を減し書記以下の定員を著しく減少するに至りし者なるべしと想像せり、然りと雖も既に新官制發布後の今日素より止むを得ざる事實なるを以て更に十一月一日より網走分監を釧路分監出張所と改稱し分監長一人及十數人の監獄官吏を罷免するの止むなきに至りし者なりと云ふ、而て其結果として十月三十一日付を

て分監長八田哉明氏は非職を命ぜられ、堀内久保氏は空知分監詰に岡野正輝氏は十勝分監詰を命ぜられたり以下監獄官吏の各官の改正定員及其集治監別左の通改めらる

各集治監判任官定員別

監別	書記	看守長	監獄醫
東京集治監	七	五	二
宮城集治監	七	六	二
三池集治監	九	九	二
北海道集治監	三一	二九	九
計	五四	四九	一五

因に記す北海道集治監及各分監の定員は全集治監に於て之を定め内務大臣の認可を経へき等なりと云ふ

○監獄局長以下高等監獄官の官等俸給并年功加俸

内務省 監獄局長の官等及年俸は其位地勅任となりしより高等官二等年俸三千圓たるは依舊、舊の如し、尋て監獄事務官は舊制に於て高等官三等乃至七等にして年俸一級二千五百圓以下十級八百圓なりしを改

正官制は高等官四等乃至八等とし其年俸を一級二千圓以下十級六百圓に遞減せられ一級俸を受け在職五年以上に至り功績ある者には五百圓以内の年功加俸を給し高等官三等に陞叙するの途を開きたり其れ全く他との均衡上茲に至りしものなりと雖も有職者の驥足を伸ふるに於ては敢て従前と異なることなし、集治監典獄分監長の官等及年俸令は従前と異なることなしと雖も廳府縣典獄其他各官に年功加俸の制を定められたるに當り集治監高等官に限り此道を開かれざりしは抑も如何なる理由の存するに依りしか吾人は權衡上事理の宜しきを得たる者にあらざるを信ず故に之か改正追加を當局者に要求するに吝ならず警視廳 典獄の官等は従前と異なるなきも第四部長に補すへき典獄の特定年俸の制を廢し六百圓乃至八百圓とし管に千二百圓に至るの特別俸に改めたるは吾人其意のある所を知らざるなり、現に第四部長とし云へは他の部長と拮抗するの職責を有するなる者のみならず既に一部の長として警視廳所管三監獄及支署の事務を總括監督する上級官職にして之れが被監督の地位にある他の典獄と同一年俸若くは夫れ以下下年俸を給する場合ありとせんか官職權限に伴ふ

監督上の秩序果して如何之あるべきや吾人は茲に至て疑なき能はざるなり加之五年以上在職者に給する年功加俸の如きも之を被監督者たる典獄と同様三百圓以内とせし如きは他の部長(五百圓以内)に對すると厚薄權衡を失するの甚だしきものにあらざして何ぞや當局者の反省を請ふは以上の二點にあり、北海道廳 典獄の年俸令一級千二百圓以下五級七百圓なりしを改正して一級千圓以下五級六百圓と遞減せしは舊令に比し吾人に不快の念を感せしめたりと謂ふべし、何となれば全道警部長にして千八百圓の年俸及五百圓の加俸の制を定む然るに典獄は其下官たる警視と同様の年俸及三百圓以内の加俸に止めたるは全道に於ける監獄行政の爲め吾人は之を悲まざるを得ざるなり

府縣 典獄の官等及年俸改正は宿昔の希望なりしにも拘はらず消極的今回の行政整理渦中に投せられ不幸吾人の欲望を達するに至らざりしは畢竟餘義なき結果なりと云ふの外なし、然りと雖も奉職五年以上同額の俸給を受け功績顯著なるものに對し三百圓以内の年功加俸の制を設けられたるは寧ろ一段の進歩を見たるに過ぎざるものとせば吾人は之を祝せざる

來の特別俸七十五圓までありしを更に百圓とし一ヶ年以上の昇級停年八級(二十五圓)以下の除外例を改正六級俸以下と改め五級即ち月俸四十圓迄は在職年數に拘はらず増給することを得べきことゝなれり

而して同時に特別任用の判任官の月俸並勤続年數の件を改正し最上十二圓以下を十五圓以下とし勤続五年以上にあらずれば十二圓以上に増給するを得ざりしを更めて其年數を滿三年以上とし普通判任官に採用の範圍を擴めらる是れ又判任官俸給令改正の結果に伴ふものにして従前の五年以上は餘り長きに失し寧ろ人才を登用するの趣旨に反したる規定たりしに依るに外からず

要するに以上の改正は國家の公職に従事する下級官吏をして仰事俯育の途を得せしめ廉恥に富み誠實事に任ずるの能吏をして久しく其職に執掌せしめんとを期するの趣旨に出でたるに過ぎず

○而して各官の俸給平均額は如何

這般の行政整理の結果に依れる改正官制は其大體に

を得ず、典獄増俸の必要は當局大臣既に典獄諸君に向て公言せられたるか如く早晚之を事實に見るに至るべきこと吾人の確信して疑はざる所なり、當局者幸に落膽することなく激勵一番自ら其職の貴重なるを諒し益々其効績を發揮し以て他日の報勞を期待せられんことこそ肝要なれ

因に記す此年功加俸に對する吾人の解釋に依れば甲乙任地を換ふることあるも同俸は同俸職なり、在職は在職に相違なきのみならず、既往の在職年數は改正令の奉職年限に通算せらるべき當然なるを以て此上は只功績の顯否如何に依り加給の標準となるや將に當然の事理なるべし當局者夫れ之を旃めよ

○判任官の俸給令改正に就

近時物價の騰貴に伴ひ下級官吏の俸給を増加すべしとは政黨内閣組織の當時大隈首相か地方官會議の席上府縣知事に向て公言せられたる由に聞及びし所なるが今回行政整理の結果として判任文官の俸給令を改正し一級七十五圓以下十級十五圓と定め而して從

於て消極的緊縮主義に出てたるは既に前述の如くにして明治十九年の内閣制度を創設せられたる以來に於ける比較的良好的の整理改正たりしに相違あるべからず即ち改正官制の發布と同時に内閣總理大臣より示されたる官治の標準なるものを見れば思半には過ぎん、而して冗官冗員の沙汰廢官既に可、加ふるに薄給官吏の俸給令を改正し比較的之を増給するの道を開かれたる一層可なるものあり、然りと雖も各官の俸給平均額は果して如何なる程度まで之を改正せらるゝの方針なるやを知るにあらざれば羊頭狗肉の嘆なきにあらず、而して其標準額は如何と云ふに改正官制實施の結果として其筋に於て内定せられたりと云ふを聞くに千差万別歸一するなしと雖も吾人か監獄關係の當局官吏の俸給算出標準のみに就き試みに之を舉ぐれば高等官俸給二號表(監獄事務官の年俸表に依れる高等各官は年俸平均千六百五十圓にして各省判任官は月俸平均三十三圓、集治監判任官の内書記、看守長は平均二十二圓、同監獄警は各省屬同様平均三十三圓、警視廳所屬判任官は平均二十七圓等の由にして府縣判任官は總て従前の通(平均十八圓五十錢)に過ぎずして各々其範圍内に於て支給處辨

批評

○新著慈善問題を讀む

中村 襄

親友薇峰留岡幸助君、君は曩きに感化事業の發達と題する書を公刊し頃日又慈善問題と稱する書を著せり君か夙に身を監獄事業に献し又慈善事業に委し百難を排し營々苦辛せられたる偉績の赫々たる令名噴々たるは社會既業に之れを囑る豈又敢て予の言を要せん乎

予今君の慈善問題を閱するに綱を分つ十五章先づ其第一章に於ては慈善家の本領とする處を理論的に又

せしめられんとの方針なりと云ふ、依是觀之は府縣は比較的増俸の惠に浴すること寡少なるが如しと雖も既に其定員に於て從前と異なるなきを以て繁文縟禮を省略し官紀振肅の結果、冗員を淘汰するを得ば今回増俸の趣旨を貫徹すること又強ち難事にあらずるべしと信ず

實例的に之を論定し次章に於ては其資格として實務的才能のなかるべからざるを論し其第三章には慈善家なる者の具備せざるべからざる見識を述べ以て彼の所謂自稱慈善家なる者に一大打撃を献し顔色を失はしめ第四章乃至第十章に於ては其種類并に本源を明晰周到に列舉し以て看版的慈善家に其看版を取り除くべきことを勸告して心膽を寒からしめ且其施行方法宜しきを得ざる時は却て之れか爲め一大弊害の釀成する所以を懇切に痛論し彼の所謂宋襄の仁者に警醒を與へ茲に筆鋒を急轉して彼所謂貴女なる者の帳中を窺ひ婦人の慈善事業に關係する必要を述へ英米に於ける實例を示し以て深窓中に綺羅を飾り紅粉を裝ひ小説の看讀を日課とし舞踏と觀劇とを重大の實務とする翠袖社會の蘭房を吃驚せしめ且纖弱なる其手を援きて下層社會へ誘はんと試みられたり又更らに歩を轉し政府と貴族とに吶喊し二者の慈善事業にをける責任を痛論し目今の實況を慨歎し殊に彼の高厦玉樓に逸居して美食珍味に飽き酔ふて眠る者の背を搏ちて今や野に餓拳あり民に菜色ありと絶叫して之れを戒飾す第十一章以下に於ては救兒事業なるものは國家的義務なる事及感化院設立は焦眉の急な

批

評

(九三)

る事を催迫し社會か監獄改良事業を冷眼視するは恰も人々か病魔に襲はれつゝあるを恬然顧るなくして遂に斃死するに至るものなりと譬喻し或は事實的に或は統計的に縱橫論議し結局政府は毎年四百五十万圓の巨額と一万三千人の司獄官とを以て犯罪者を養成しつゝありと喝して彼を戰慄せしめ次に犯罪の原因及其種類性質を縷述し最後に出獄人保護事業の要旨及各國における起原發達を經歴的に舒述し我國斯業の遅々緩慢にして振はざるを難し客年一月發布の減刑令當時の事例を挙げ倍々之か設立の急なるを告げ其終りに附録として原胤昭氏の出獄人保護事業の實歴を舒し併せて此事業の任に該る人物が適當にして其方法宜しきを得るに於ては之れか實蹟の期すべき事を證據的に社會に紹介せられたり

是れ其本著の梗概にして一章一句字々皆痛快剴切之れか凡庸ならざるは讀む者自ら之を辨せん豈又敢て予の喋々を須ひんや故に予の之を謂ふ抑も烏滸の至りなりと雖予をして本書全体に就て一言するを得せしめば則其采輯の該博たる其敘事の簡乎にして而かも辭令の宏麗なる議論立證の精確にして其正大なる浩浩とし天に冲し其廣遠なる蕩々として際涯なし而して元氣の幹旋する處昇りては星垣と爲り降りては坤輿と爲り峙ちては山嶽と爲り盤りては河海と爲り或は氣魄忽焉として光燄を吐く時は四圍を壓倒し慷慨悲壯の氣勃々として其間に流溢する時は浩然の氣と相觸れて凌厲雄健所謂龍蛇虎豹の變現出沒するか如し是を讀む者をして轉た感憤興起せしむるに至る

蓋し本書は即僅々二百頁を超へざる一小冊子なり而して然る所以のものは抑も何の故なるか嗚呼予夫れ是れを知る君の敢て記覽の廣き前古に超越するの故にあらず又君の文章敢て精妙卓絶なるの故に非らず將た又君か碩學老成の士なるの故にもあらず之を畢竟するに君が監獄改良の爲め又慈善事業の爲め躬を以て犠牲に供し堅忍不撓幾多の苦境に遭遇し備さに險阻を踏み辛醜を嘗めたる結果即本書となりたるものにして其載する處皆熱き血を灑かれたる痕跡歷々として茲に存するに因る而已君の博愛慈善の淚渾々として紙墨の外に溢れつゝあるに因る而已豈名文妙句本書に於て何かあらん乎豈博覽碩學本書に於て何かあらん乎

宋の安子順なるあり曾て諸葛武侯の出師の表を評し

て曰く「讀諸葛孔明出師表、而不墮淚者其人心不忠」と尙ほ僧冷齋又此表を評して曰く此公在後漢之末、初未嘗欲以文章名世、而其辞超意邁如此、是知文以氣爲主、氣以誠爲主、と予今本書を看て而して義膽忠烈の人を感激せしむる古今同くして而して昔人の果して吾人を欺かざりしを知る蓋し君の本著は則氣を以て主と爲し其氣は即誠を以て主と爲りたるものなり

嗚呼君は所謂「殺身成仁」の士なる哉嗚呼君は誠に「慷慨奇節」の士なる哉予故に曰く本書を讀んで而して斯業に同情を表せざる者は必らず國家と全胞とを愛せざる者なり又血なく涙なき者なりと予知らず社會の人士本書を歡迎して而して閱讀する者幾千ありや又之れを閱讀して而して一滴の涙を墮す者果して幾千ありや

嗚呼君が本書を世に公にせられたるは即ち暗黒の中に夜光の璧を投ぜられたるか如し思ふに世人は今より此光輝に導かれつゝ斯業に歩を進むべきや必せり予は之れか恵に與かる人士と及無告の可憐兒と共に大に君に感謝せすんば非らざるなり

特別寄書

○看守長の職責に就て

奥村 嗣次郎

看守長なる職務は官制の上に於ては監獄の戒護看守の指揮監督にあり監獄の戒護なる意義は廣義に解するときは殆んど監獄全体を包括せり要するに戒護の事務の爲めに作業用度會計等皆發動するものにして凡そ監獄の事業は戒護事務の發達如何に伴ふものなり戒護の組織方法完全にして始めて監獄改良期すべきなり固より戒護機關にして不能なるときは其組織方法如何にして完全なるも矯正感化の目的を達する能はざるは論なしと雖ども人材の得るに難き先づ組織方法の完全を期し其人材任用の如何は之を當局者の責務に歸せざるべからず

在監人所遇の要は個人的にあり此旨義を貫徹するに非されは何れの時か改良の曉に達するを得んや改良と云ふ文字は廣汎なるため由來斯道に唱へつゝある

も常に其方向を誤られ噴々たりし丈け効果に乏しきものは改良は簿記計算等の方面に向つて施されつゝありて宜しく監獄官吏の全腦を注て進行すべき個人の遇囚に力を用ゆるの薄弱なりしに由れり否彼方面は監獄一種の弊害の如く見做され之れか改良に汲々たりしなり之れ一時の現象のみ今や既に此時代を経過し遇囚上改良の時期來れり然るに習慣惰力は昔夢尙ほ醒めず改良と云ふ直に簿記計算に着眼するに至り看守長も亦個人の遇囚の必要を稱しつゝ此方針に向て進行せずして反て犯行取調書信接見賞與等机上の事務に重きを置き看守の報告に依り汲々之れに従事し彼の役業の適否製品の精粗科程の督勵等は恬として省みず未だ嘗て日課表を採て檢したることなく之れ作業主任の任とし建造物の破損食物衣服臥具履物等は用度主任の責とし衛生上の事は監獄醫の務とし意に介せず漫然巡視して單に在監人の逃走及看守の惰眠を監督するが如きを以て看守長の職責了れりとするが如きものあらん乎改良は百年河清を俟つと等しく到底期すべからず個人の所遇は所謂對症治療の如し其身分職業罪質犯數年齡及性行を精察して始めて適切なる所遇をなすを得べきなり其性行を看破

せずして個人の遇囚を稱ふるも木に縁て魚を求むるが如き加ふるに毎旬看守より提出する行狀觀察録は看守長の意見を定むる一の資料に過ぎざる者なるに拘はらず自己の觀察に不注意なるの結果は意見なく全然看守の意見を行狀録に轉載するが如きあらんか看守の觀察一々肯綮に方るを得ば可ならん若し一步を誤るときは善良者は不良者と觀察せられ彼等絶望の結果は自暴自棄に陥り倍々罪惡の淵に沈淪せしめ改惡歸善は空望に期し行刑の原則此に滅せん思ふて此に至る夏日尙ほ肌に粟を生せしむ故に看守長をして充分の觀察をなし彼等の性行を看破し所遇する方法を講究せず看守長の配置看守長の職務を忽にせんか矯正感化の偉功を奏する能はざるべし思ふに看守長看守部部長看守等數多の階級を設けあるも其行狀を觀察し性行を覺知する僅に看守あるのみ斯くの如くなれば幾多の看守長看守部部長あるも徒に其員に備はるのみ要するに看守長の職務の範圍廣濶なる爲め觀察の周到事務の精密欠くものならん故に看守幾人に看守部部長一人看守部部長幾人に看守長一人とし宜しく看守長の人員に適應し在監人員を分割し其責任を明にし在監人の戒護行狀賞與懲罰役業臥具食物衛

生書信等百般の事項に精通する方法を探るあらんこと此に於て行狀視察の周到始めて期すべく個人的處遇の實始めて擧ぐべし然らざれば看守長の職務なるものは空漠の裡に在りて責任の適從する處なくして了るものあらんことを恐る矣

雑報

○内務大臣の交迭に就て

(伯去り侯を向ふ)

世人が稱して監獄狂なりと迄流言するに至りたる板垣前内務大臣は今回端なくも其位地を退き西郷侯之れが後任を襲はるゝに至りたるは抑も我監獄事業の爲め關係如何と云ふに予輩は寧ろ百尺竿頭に一步を進めたるを覺ふ何となれば昨在朝の板垣伯は今日野に下らるゝも其思想の變轉あるべき筈なきは勿論之に加ふるに新に西郷侯を内務大臣として推戴するに至りたるに依ればなり、西郷侯は嘗て内相の任に在官せられたるのみならず然かも先年監獄官練習所の開設當時にして親しく監獄事業を監督々勵せられ時と

して自ら練習所に臨まれ練習の實況を視察せられたる等の經歷よりするも侯、今回の就任は將來此事業の爲め祝賀すべき極みなりとす

○監獄局長事務取扱に就て

(小河事務官命せらる)

官制改正の結果、監獄局長は勅任となり新官制の實施と同時に小倉警保局長の兼任は當然廢官となれり、然り而して專任監獄局官は果して何人が就任せらるべきか斯社會の問題にてありしに越て數日即ち本月七日に至り小河監獄事務局は監獄局長事務取扱を拜命せられたり是れ或は一時の假攝ならんかと云ふものありと雖も予輩は寧ろ氏を援擢して一躍監獄局長に專任せられんことを望む何となれば氏が多年斯學を専攻せられ且實檢に豊富の致す所、斯社會の泰斗として令聞遠からざるを以て見るも、局長の椅子は寧ろ氏が占有せらるゝことこそ當然なりと信するものあるを以てなり説者或は氏か現任の位地に比較して之を危ぶむものなきにあらざると雖も恐らくは氏を措て適任の局長を他に需むることを得んや、故に若し止むなくんば當分今日の儘とし氏をして其事務を監督せしめらるゝこそ却て此社會の利益なるべし

しと信ず

○國庫支辨と警察監獄學校

監獄費國庫支辨法律案は前内閣當時に在ては是非之を斷行せんとは板垣伯が公言せられし所に於て素より疑を容るべきにあらざると雖も議會成立以前に於て内閣の動搖等の事ありたるより或は本議の運命如何を危むものなきにあらざるが如しと雖も、新に組織せられたる内閣諸公は内務に相たりし者多きのみならず諸公が曩年在官の當時より此問題を是認せられありし經歷より推究するも無論前議を採用し當期議會に提出せらるべきん素より疑を容れざる所なり、尋て警察監獄學校の開設豫算も國庫支辨論同様本期議會に提議要求せらるべきこと敢て前日と異なることなかるべしと信ず

○典獄特別任用令の改正の必要

判任官俸給改正の結果として從來特別任用の制ある各高等官の任用令に掛からざる影響を及ぼしたることとは事實なり、何となれば特別任用令は總て判任官在職滿何年にして現に判任何級以上の職に在る者よ

り任用することを得とあるを以てなり、現に監獄事務局官は判任二級以上となり廳縣典獄は判任四級俸以上の現職にある者よりすとありて監獄事務局官は姑らく之を措くも典獄の特別任用令を嚴格に解釋するときは改正四級俸は舊令(月俸四十圓)より増して事實上一級を高めたることとなり既に判任官にして一級七十五圓最高百圓迄陞給するの道を開かれたるに堂々たる部署長たる典獄の俸給にして改正せられざる以上は彼是の權衡を得ざるのみならず改正四級俸以上は容易に之を給するの困難あるより速かに該令の四級俸とあるを五級俸以上と改むるの必要ありとの事にして其筋に於ては専ら之れか詮議中なりと云ふ果して然らば此改正と同時に廣く五年以上判任官の職にありたりとせずして職務に従事すること五年以上とし又現職とあるを單に在職したる者より任用すと改正を加へられたき希望なり、而して其理由は毎年典獄會議の結果として其筋へ建議せられたるか如く斯道の専攻者を得る能はざるの嫌あるのみならず又た現職と限られたるより退官者を採用するに當ては形式上一時判任官に採用せざる(からざる等の煩なきにあらざるを以て見るも單に之を現職(判任)

者に限るとの理由は一も存在せざるへければなり、而して尙ほ進んでは集治監分監長任用令は舊則に於て判任六級以上とありて府縣典獄の任用制限と之れを區別するの必要あらざるべきを以て是れ亦全時に府縣典獄任用令と全様に改正するの必要ありと信ず其筋の改正案も恐らく此趣旨を認められあるへしと想像せらる

○慈惠費支出費途の件に就て

監獄則第二十四條の慈惠費支出の件は明治二十三年五月島根縣伺出に對する警保局長の通牒を以て略ぼ其費目を定めありと雖も動もすれば其收支の途區々に出で就中國庫費支辨の集治監の如きは一般會計法に據るの結果として毎年度末に至り空しく其の使用殘額を國庫の雜收入に編入せざるべからざるより慈惠の本旨を貫徹する能はざるのみならず却て其反對に年度開始當時は其年度の収入なきを以て必要の慈惠に之を支出する能はざるか如き遺憾あり、折角の規定も動もすれば其趣旨を徹底する能はざるの嫌なき能はす而て一面監獄慈惠の解釋を擴充せば無資力なる出獄者の保護の如き當然其範圍内たらざるべからざるの感なり尙此他にも矯正感化上に必要なる看

讀書籍を其資なき者に官費を以て備付囚人に之を貸與し獎勵するが如き等しく皆慈惠の目的たらざるはなし、要するに其筋解釋の如何は該費使用の範圍に付き廣狹自由なるを以て此程其解釋を擴め從來指定の費目に使用し尙餘裕あるときは隨時必要の看護用書籍を購入し備品として官署に備へ置き看護用に貸與するも差支なきことに省議を定め全國取扱の區々に出でざる様一般に通牒を發せられたりと云ふ、予輩は尙ほ能ふべくんば在監人の領置金に規定の預金利子を付し特に之より生ずる利子を以て是等感化上に有益なる書籍物件を購買するの資に供せられんことを敢て希望し置くこと爾り

○看守給與品貸與品規則の改正

本則改正案は典獄會議の意見を參酌し其筋に提議中なりとは本誌前號の紙上に之を報じたり、然るに今回の政變に依り未だ發布の運びに至らざりしと雖も同規則の改正は多少經費上に關係を有するのみならず目下各地方に於ても府縣會開會中に係るを以て其筋に於ては頻りに之れが改正發布を急がれつゝあり

と云ふ左もあるべし

○女監取締の服裝に就て

從來女監取締の服裝は別に法規なきより各地方區々に涉り体裁上亦甚だ宜しきを得ざる嫌あるのみならず戒護檢束上不都合の廉恥からざるを以て此際全國統一を期する爲め自今女監女締は必ず總て羽織袴を着用せしむることとし其地質は素より適宜たるべしと雖も可成絹又は黒色のものを用ゐしめらるゝ方針なるやにて一般に通牒を發せらるゝ筈なりと云ふ、吾人嘗て或地方に於て實見せし所に依れば何れも黒の毛織子製の羽織袴を着用せしめあるを知る、右は至極其筋の趣旨に適合するものなるべし聊か當局者の參考に資す

○押丁の服制改正に就て

押丁の被服帽子を改正せられたしとの議は曩きに典獄協議會に於て議題となり可決の上其筋へ建議せられたりとは本誌前號に掲載せしが此程其筋に於て之れが必要を認め押丁給與品及貸與品規定を發布せらるべき詮議中なりと云ふ、而して其帽被服の制は略ぼ看守に倣ひ従前の雨衣合羽に換ふるに外套を以て

し靴及襦袢袴下をも給與せらるべきことになるべしと云ふ、果して然らば是を以て押丁の品位を増すと幾何ぞ

○看守教習規則の發布

先般召集の典獄會議に諮問せられたる看守教習規則は典獄諸君の答申を斟酌取捨し看守教習規則として本月九日内務省訓令第三十號を以て發布せらるゝに至れり尤も諮問會の節教官は監獄醫、教誨師及び擊劍、柔術、体操等特別の技藝を有する看守部長、看守等を加へられたしとの意見ありしと雖も其筋の方針なりと云ふを聞くに監獄衛生事項に付監獄醫、教誨上の勤務に付教誨師は隨時典獄の命に依り訓示として又特種の技藝に屬する教習は便宜看守部長、看守を教官助手又は補助として教官に加へらるゝは素より敢て差支なき義なるを以て故らに法文に加へられざりしと云ふ左もあるべき事なり

○押送規則中の遞傳、直送の解釋に就て

押送規則に所謂遞傳直送二中擇一の解釋に就き吾人は本誌前號の紙上に於て直送は其筋の方針の存ずる

所なることを讀者に報道すると同時に昨年十二月警保監獄兩局長の通牒は只其筋方針のある所を示されたるに過ぎずして本則の遞傳を以て元則とするの法文を曲解せんとする趣旨にあらざることを諷したり、然るに動もすれば各地方に於ては膠柱鼓瑟の見解を固執し他府縣よりの遞傳押送は一切受繼がざる等の廳令又は内訓を發(知事より)せられたる向多きやにて甲乙地方の間に往々衝突を來たし空しく途中に滞留若くは却送の止むなきに至るものあり、事体甚だ穩當ならざるを以て其筋に於ては此程更に右の理義を明瞭ならしめ將來以上の如き誤解を防ぐ爲め全國に通牒を發せられたりと云ふ、而して其主旨を摘記すれば

前署昨年十二月警保、監獄兩局長の通牒第一項は汽車運船の便ある地方間の押送は直送せしむるの趣旨を示されたるに過ぎざるを以て遞傳に付する場合に於ては沿道地方は之れが受繼を拒むことを得ざる義なり云々

要するに内務省が直送を希望するは途中の淹留を防ぎ人及び物品の保管轉換を爲すの繁文を省略せんとする主旨に外ならずと雖も地方經濟上に關係を及ぼす

こと大なるを以て甲地に於て直送し能はざる事由を以て遞傳に付するときは沿道府縣は到底之れか受繼を拒絶するを得ざるは勿論なりと云ふにあり

付言右兩局長の通牒の主義に依り直送せしむる府縣に在ても發送官署(多くは監獄を指す)は之を所在警察署に引繼ぎ逡巡をして目的地迄直送せしむる向ありと云ふ、然れども既に直送し云へば發送官署が其所屬官吏をして直接に目的地に押送せしむる義にして一旦之を警察署に引繼がんか直送にあらざして寧ろ遞傳押送に付したるものと謂ふべし、要は唯直送は當初の發送官署より目的地に押送するを云ふにあり

○押送費途の一變例

押送に要する費用は押送を爲す各官署の區別に従ひ各其經費を以て支辨すべしとば押送規則第五條の命する所なり、然るに茲に警察署留置場に拘禁したる刑事被告人にして重禁錮以上の裁判確定後行刑の爲め監獄本支署に押送する場合に在ては押送官署は正に警察署に相違なきを以て囚人に關する押送費用は警察費なるべしとは同則の解釋上一應至理なるか如しと雖も此場合に於ける警察留置場は一種の監獄た

るのみならず留置場一切の費用并留置中の食費は既に監獄費たること明なるを以て見るも前述の囚人押送に要する費用は依然監獄費の支辨に屬すべきこと又素より論を俟たざる所なるべし當局者の參考の爲め一言す

○減刑假出獄者停止後の拘

禁監獄に就て

三十年勅令第七號の減刑者にして假出獄の恩典に浴し出獄中重輕罪を犯し假出獄を停止せられたる場合に於ける拘禁地に就き一の疑問あり即ち集治監拘禁の有期徒刑囚にして重懲役に減刑せられ同勅令第五條の明文に依りて現在の監獄即ち集治監に拘禁中假出獄を許され後日出獄を停止せられたる時は本囚は停止地の監獄に前刑の殘期を執行すべきや將た豫て在監せし集治監に繫束するを正當とするやと云ふにあり、此場合に於て既に施行細則第二十七條第三項に所謂集治監に入るべき種類の囚人にあらざるを以て停止地方の監獄に拘禁執行するを以て至當なりとす云ふにあり

○在監人逃走に就き一言す

在監人の逃走に就き從來當局者の注意を喚起せしこと甞に一再に止まらざるに近日其筋當局者の語る所を聞くに尙ほ依然として各地に逃走者を續出するは寔に響聲の至りなり云々と、果して然りとせば其原因は何の點にあるやば予輩茲に之を明言するを得ずと雖も看守勤務法の變更即ち晝夜分勤法を一晝夜勤務に改正せられたるの結果にあらざるなきや將た戒護者の休養を勉むる餘弊にあらざるなきか此所當局の調査考究を請ひ檢束の弛緩なきを期するを得ば幸甚

○監房の入口は廣潤なるを

要す

監獄改良以前の監房入口は普通人と雖も匍匐するにあらずれば出入し能はざりしことは予輩の見聞する所なりしか新に改築新營せらるべき監房は可成之を廣大にし出入に不便を感せしめざる筈なるに往々舊を墨守し狹隘に失するの傾きなりと云ふ、是れ當局者の一考を要す

○人口統計材料に就て

本月七日内閣訓令第一、二號を以て人口統計に關す

る材料の件に代き調査方法を達せられたり當局者は一讀し置かるべき必要ありと信す

○典獄の交代 (北海道、警視廳)

就任歳餘に滿たすと雖も令聞淺からざりし北海道廳典獄佐藤三吾氏は本月七日全廳警視に榮轉せられ全時北海道廳屬四王天數馬氏其後任を襲はれたり氏は嘗て久しく警部の職に在り一時司稅官補の職に在りたるも爾後其職を退き道廳屬官に轉せられしものとにして頗る敏腕家なりと氏を知る人は云へり予輩未だ一面の識なしと雖も幸に一臂の力を斯道の爲め盡されんとを敢て氏の榮轉を祝す而して佐藤氏並後任四王天氏は共に二級俸(九百圓)を給せらるゝとなり

教誨師交代事件の爲め一時世の物議を招かれたりし警視廳典獄(巢鴨監獄署長)たる有馬四郎助氏は世間の攻撃甚しかりしにも拘はらず飽迄所信を貫き平然自若として其職務に盡瘁せられつゝありしに本月九日突如として全廳市ヶ谷監獄署に轉せられ坂本市ヶ谷監獄署長は全時に巢鴨監獄に轉勤せらるゝこととなり、兩氏今回の轉替は予輩其何等の理由に出てたるやは素より之を知るを得ずと雖も彼教誨師交代

問題の未だ冷却せざる今日、然かも唐突に其任所を換ふるに至りたるは予輩當局の處置其當を得ざるやを疑ふ若し假りに其間に必要の消息ありたりとせば元より止むなしと雖も今日俄かに其位地を換ふるは或は世人をして這般の問題に原因したるなきやを疑はしむる嫌あるのみならず予輩の如き親しく氏か正義率直の士たるを知る者に在ては尙更ら此處置の怪訝に出てたるを惜み且つ氏の爲め之を悲ますんばあらざるなり、而して右兩氏の轉職は其筋當局者と雖も決して之を豫知せざりし所なりと云ふ是等をこそ眞に意想外と云ふべし、氏たるもの幸に眞理の闡明を他日に期せられんことを敢て一言を付加すること然り

○警視廳各監獄署書記

看守長の任免

十月三十一日

非職を命す	監獄書記	杉本壽幸
給四級俸	看守長	御原増之輔
非職を命す	同	同
給五級俸	監獄書記	桂常三
非職を命す	同	同

雜

報

(九四)

給七級俸	看守長	内山良吉
非職を命す	同	同
給七級俸	監獄書記	富田義江
非職を命す	同	同
給七級俸	看守長	野間口正義
非職を命す	同	同
給七級俸	全	後藤宗次郎
非職を命す	全	砂原藤三郎
全上	監獄書記	田代貞固
十一月一日	任警視廳監獄書記看守長	給八級俸
任警視廳監獄書記看守長	市谷監獄署第四課長兼第二課勤務を命す	佐々木俊三郎
任警視廳看守長兼監獄書記	給六級俸	全
任警視廳監獄書記	給九級俸	中澤甚三郎
給九級俸	任警視廳看守長	野村昌言
給七級俸	任警視廳監獄書記	同
市谷監獄署第三課長を命す	給七級俸	同

任警視廳看守長兼監獄書記	石川三次
任五給俸	全
任警視廳看守長	大野了人
給九級俸	全
任警視廳看守長	中村襄
給九級俸	宮原定吉
任警視廳看守長	筒井秀造
給九級俸	山崎靜之助
任警視廳看守長	市來圭一
給七給俸	全
任警視廳看守長	松田相尹
給六級俸	人

(〇五)

鍛冶橋監獄八王寺支署長を命ず

警視廳監獄書記

中村

襄

給四級俸

看守教習所長教
官無務ヲ命ス同看守長兼
監獄書記

石川 三次

○警視總監の交代

今回の政變に依り警視總監の交代を免れずして西山志澄氏は前内閣各大臣と供に辭表呈出の止むを得ざるに至れり而して其後任には多年内務省警保局長に在り出ては島根山口熊本縣知事に歴任し其二千石として其令名朝野に噴々たる大浦兼武氏一躍此重任を拜せられたり爾後同廳の事務一大活動を見ん余輩國家の爲め之れを賀し併せて氏の爲め之れを慶す

典獄會議彙報

●横田前大審院檢事總長の

演說

本編は先きに典獄會議の節横田檢事總長の演說を速記したるものに係る

(一五)

報 彙 議 會 獄 典

實は私は何か申上たい積でありますが私も未だ新任す、是は刑の主義として善い主義と思ひますが西洋人でもホルデンドルフと云ふ人が如此善い主義か支那にあると云ふて居ります向ふの主義で防衛主義であります、支那は此防衛主義か廣くなつて居ります此の單一なる防衛主義かあつて宜いのであります、只其者が再び害をせない様にすることを即ち「オンセドリヒムハンク」と獨逸語で言ひますか再び犯さぬ様にする、是は一般の「デヒニーション」です、兎に角假令酷ひ事としても何んでも再び犯さぬ様にするものである唯此再び害をせぬと云ふ事に就て今の善良なる方法と夫れから善良でない方法かあると思ひます夫れで私の考へるには唯此今日學者か云ふ善良にすると云ふ事夫れから嚇すと云ふ事此意味許りでも往きますまいと思ひます是れか一番宜しいが夫れ許りでは迎へても追附くまいと思ふ又嚇すと云ふことは刑を酷くすれば嚇されますか是は方法として感服できませぬ又私は此外にも此人か自分で色々の事をして金儲けか出来ぬ其の金を儲けて生活を旨くする、さうしますると之れか存外今の犯罪を再びせぬ

のことで果して是か斯うである、ドウであると思ふ意見は持ちませぬ其上内務省に於て御規程の事は御改正中と云ふことで、それで其改正の旨意をも承り而して私か先づ之に就て能く考へました上で申上げたいと思ふのであります、それで先日承て居ります誠に御改正の趣意は善いかと思ふのであります、それで私の方から見ます所は只今ボンヤリとした事を申上げる様でありますが此刑罰の目的はドウ云ふものであるか夫れに就て其目的を達するのは即ち監獄の仕方であり、此刑罰の目的と云ふものであります、諸君御承知の通り少し學者メいた事を云ふ様でありますが先づ今日此刑罰の主義と云ふものも餘程色々になつて居ります、夫れは今の改善主義とか壓制主義とか寛刑主義とかなつて居ります、が兎に角此目的と云ふ側で一致して居りますのは現今で「ベツセルム」と云ふ、人を改善する夫れから脅迫すると云ふ事かあります、是は大抵の學者がソウ云ふのであります、乍併私の考は夫れ少し違ひます昔から支那で刑は無刑を期すると申しますか之を歐羅巴人か翻譯して刑は其終りなりと云ふてあります

様になると思ひます例へば心を皆善良にするでもない自分か金を取れるから金は欲しくない此犯罪は統計上十の七八も少し此金から来るのが多いのであります、強盜罪と云ふものも詮詰むれば或部分を差引た上は金でないのは極僅であります、夫れで私は内務省の主管の方々が先日から柔かなる所の善良にすると云ふことを重むにする様でありますか決して私は反對でない甚だ善い事であります夫れで往くか一番宜いと思ひます乍併唯々善くする、で刑と教育との區別か全然同じに往くと云ふ主義はないと思ひます其内には威嚴を含まねばならぬ夫れから眞に人を改其する此事かなか、六ヶ敷と思ふ一寸譽を取ると今功のあつた者は勳章を與へるらしい人の上に擧げる是でもなか、其當を得るのは六ヶ敷夫れであるから此主義に甚だ賛成しますか諸君は餘程御勉めにならねばならぬと思ふ或は是よりして弊害を生ずることもある夫れは看守に賄賂を使ふて言ひ立つれば輕い業を授ける其れを見分けるのは餘程六ヶ敷い夫れでありますから一層の御奮發を望むので在ます今日私は突然諸君の御意見を承るので別に説話を爲すではありませぬからは是で言葉を止めます云々

○長谷川衛生局長の監獄衛生 に關する演說速記(典獄會議席 上に於て)

皆様へ何か監獄衛生上の事に於て御參考に申上る様に御話がありましたか何も別に申上ることは御座りませぬか若しも賢明なる諸公の御參考になれば幸であります、私の申述る事は極めて淺薄卑近なる事で皆様は實施になつて居る平易な事であります豫め此段を申上置ます、私は監獄衛生上に於て其二三件申上ます前に私は一言したいのは一体監獄衛生の要點主眼は何かと尋ねましたら勿論諸公に於かれましては在監人の病氣日數を減する事、例へば百日は五十日、五十日は三十日、三十日は十日と減じ、今一つは死亡數を減する事此二點に於て平生御注意あること、確信しますが、此二點は如何なる影響を來たすかと尋ねますれば勿論申上る迄もなく在監人の幸福を來たすので今一つは此監獄衛生が廢れますれば監獄の經濟上に非常なる影響を及ぼすと存じます、是は恐らく諸公は此點に於て充分御注意なさると推察します、依て其邊に就て御參考に申上ます、西洋人の書たものに就て此現今の時代と往昔百年二

百年前の時代と在監人の健康の有様を試みに如何と相尋ねますれば百年二百年前迄は諸君が諸承知の通何れの國を問はず先づ極言致しますると殘酷の處置を致したと云ふて宜しう御座いませうか今少し語を穩かに申せば總て衛生上其他は抛擲の下に在て總て監獄衛生が缺乏致して居る所から在監人か病氣に罹れば多く死亡する此原因は何かと試みに尋ねますれば勿論監獄内の空氣の腐敗、食物の缺乏若くは室扶斯熱の侵入其他衛生上の缺點からして衰弱を來たす等の事實より終に其生命を奪ふに至りました、然るに輒近千九百年代に西洋人の書たものを見ますと以前在監人の衛生上其他を抛擲致しました時代に比して大に此景況が變りまして先づ語を換へて言へば監獄諸規則が輒近改正されてから所謂監獄の始末に付て餘程開化して文明に趣た所から見ると數十年前よりして監獄に對して餘程此「ヒューマニチー」の考が起て此大進歩を來たしたのであります、其次に申しますのは右申しました上からして總て在監人の死亡數が百年前に比して半減に到りました私は近頃小河事務官に願ひまして明治二十六年より三十年迄の百人に對する死亡比較の數を見ましたが其外、内務

省の廿八年に出來た衛生年報を見ますと何れも死亡は減却して居りますが、試に外國の事實を見まして百年前虐待して居つた時代には死亡數が多かつたさうであります輒近一千九百年時代に段々死亡數が減して居りますか其二三の例を見ますと千八百三十八年乃至五十七年の間に於ては在監人千人に對して五十三人乃至十六人位に減少しました五十八年以前に於ては千人に對して凡そ平均六十一人位でありましたが千八百五十八年に於ては七人に減しました是は歐洲諸國中特に獨逸國の概況に過ぎませぬが尙ほ「ウルデンベルヒ」「ブートリッヒベルヒ」の監獄の死亡比例の如きも亦之と相髣髴たるものでありますして千八百五十一年乃至五十八年には在監人一千人に付き九十七人でありましたが千八百七十八年乃至七十九年には三十五人に減少しました夫より千八百八十三年乃至八十五年に至ては一千人に對して僅かに十三人に減少しました、此の如く輒近に至り監獄衛生に色々注意しました所からして死亡數を減した事實は歴々として明かでありましたが我帝國の在監人の死亡比例を一覧しますと明治二十六年より三十年に至る五十年間に於ては百人に就て四人八分三厘

でありますから千人とすれば四十三人八分となります、是は歐洲に比して未だ減却の點が最下段に趣くへき程減却したではないと愚察しましたが御承知の通此普通の死亡比例と見ますと所謂普通人民、在監人以外の人民の比例は千人に就き男三十一人七分でありまして男女合計平均しますれば凡そ千人に付き二十人七分であります、在監人は在監人以外の人よりも死亡が多いのであります、此在監人の死亡の多いのは如何と云ふに此點に就て監獄に於て死亡の多いのは申迄もなく在監人は總て人の權利を奪はれて居りますから個人的の業に對して大層制限を立てられて居る、夫から親族朋友と交際する事が出來ぬ人間の快樂は奪ひ去られて居りますから是等か一原因と思ひます、夫から監房はア、云ふ閉鎖した普通人民の家屋と違ひます所と、夫から房外に於て力役致しても快潤なる所に於て運動することか出來ぬ夫から食物は四分六の飯を頂戴して居ると云ふ様に傾いて居りますから充分の物を喫することか出來ぬ、是等の點に於ても普通人より幾らか其營養が缺乏して居る、普通人民は種々雜多の勞働をしますか人の好む所に依てやる、然るに彼等是一種不潔の空

氣を呼吸して其常住の居房も一定して己の好む所の自由も得られぬと云ふ、是等が在監人の健康を欲する在監人の生命を奪ふ原因となり、斯う云ふ衛生上の缺點が澤山ありまして世間に存在して居る普通人民と違ひますから概して病氣に罹り易い素因を監獄が與へると先申上て宜いと考へます。在監人は色々衛生上の缺點からして体力が減退して病氣に罹り易い、斯う云ふ總ての缺點があるから彼等は病氣に罹て其死亡が普通人民の倍にもなる、如此衛生上の缺點がある上に在監以外の普通人民を襲ひまする恐るべき傳染病が監獄内に侵入します、其他にも監獄以内の色々病氣があります。總て此衛生上の缺點のある所へ病氣が這入りますから若し入れれば普通人民より其勢力が強ひ、監獄に起る病氣は体力の減退から起る、第一は只今申す如く監獄以外とは違ひ病氣不潔の點から起る、第二は飲食物の缺點から起る、又一空氣不潔なるときは腸胃失調、赤痢、虎列拉等の恐るべき傳染病が監獄に這入ると全体之に罹るべき原因があるから其勢、猖獗を極むるに至ります、今一は營養不良から起る「スケルブルク」と云ふ一種の病氣があります。三池出役所其他石炭坑に廻て居る者

に起りまして津山監獄にも此疾病が起りました、其他營養不良、貧血等の缺點よりして恐るべき肺癆なる傳染病が囚徒に起り易いのであり、内務省の表を見ますと一番多いのは呼吸器病で恐らく肺癆でありませう、其他再歸熱、發疹室扶私、腸胃扶私、虎列拉、赤痢腸胃答兒、丹毒、肺炎夫から前に申しました「スケルブルク」水腫、脚氣等總て監獄は營養不良の缺點がありますから衰弱を起します。只何所となく斯う云ふ悪い病氣が在て偶々流行地から囚人が參つて監獄に這入て來ますと若も此衛生上の缺點があれば直に蔓延して多數の在監人を倒すと云ふ恐れがあります、其内尤も恐るべきは所謂肺癆であります、今度内務大臣より肺病取調が御諮問になつて居ります。肺病程人類に恐るべき病氣はない凡そ海水浴、温泉場等贅澤に參る所は肺癆の巢窟で隨て監獄に在監人にも呼吸器病即肺癆が多う御座り。升が日本には全國には幾何あると云ふことは明言出來ませぬが、要するに世界死亡數の七分の一は肺癆で占めて居ると云ふ事であり、若し此肺癆が監獄に入る大變であり、聞かす所に依ると御注意で着々進みました。是は御注意に依て金が掛らぬで防ぐこと

が出來ます、夫は在監人に唾壺を備へて其以外に痰を吐くことは出來ぬ若し其以外に吐くことを押丁が見れば之を罰する、夫から監獄の板の間は一日一回二回洗拭する事にせられたい、夫から在監人に試に唾壺外に痰をすることを嚴禁したらば御承知の通亞米利加紐育杯は大道に痰を吐くと五弗即十圓の罰金を科するの制裁がある痰を吐くと夫れ乾燥飛散して人間の呼吸器に這入るものであるから總ての傳染病に御注意の中で最も此嚴禁の方法が其効を奏するであらうかと愚察するので在監人の肺癆の豫防であります、之を充分にすれば二三年の内に十分の一位になると思ひます。

其次に此監獄の構造其他換氣法或は食物とか排泄物とかに就て一言します。此監獄の建て居る所の土地であります。か現今在る土地に悉く建てると云ふ譯に往きませぬから何れ監獄を新築するならば先以て排水法を充分にせねければ衛生を保つことが出來ぬと思ひます、是は新陳に拘はらず排水を注意すれば宜いと思ひます、前段申しました「スケルブルク」に就ても野菜から起ると云ふが、ア一云ふ病氣は不健康から起りますから夫は總て排水法を充分に致しま

せぬと前に申しました總ての病を豫め防禦することは出來ませぬ。夫から監獄建物の構造法であります。是は小河事務官が外國を御覽になつて退々御注意が在て諸公に於ては特に其構造并物質の上に就て御注意になると思ひます、私は之に對して粗雑なる卑見を持て居りますが只此邊に於て當局者に於て注意なされ諸君も從來の經檢もありませうから新に建る監獄はドウ云ふ物質で造たら病源を減ずるであらうと云ふ事に御注意ありたいのであります、監房であり升と其病室が眞に壁に付着する其所へ外の者が這入りますと直ぐに傳染するサウ云ふ病毒が付着させぬ様な構造にせられたい。夫から監房の床はドウ云ふ風になつて居りますか。諸方の監獄を少しは見ましたけれども仔細に調査しませぬが窓其外床は中の注意で床下か善くなつて居ります。善い事であり、床下から將來此構造法の改良に御注意を請ひます、夫から換氣法であります、私が或地方の監獄を見ました時に其構造は御影石、檜造りで外見上は如何にも立派でありましたが或片隅の薄暗い一房を見て此所は暗い室扶私患者は此邊にありませぬかと申しました。其時案内をした者がイヤ其所に室扶私患者が在て

困ると云ひましたか換氣法が不完全であると斯様な缺點があります、夫から採光法であります光線の當り方、是も少しの注意でありますが是等も構造に對して充分改良せられたいのであり升

夫からは出來ない相談であります、小學校でも嚴寒に火のない所で教授する有様でありますから今監獄に於て在監人に對して暖房法を設ける事は出來ませぬが、外國に於ては近來監獄では水蒸氣を以て温めると云ふ事もあります、將來夫れに付て嚴寒に裸へて居らぬ者はありませぬか固より放火、盜賊、詐欺等は構はぬと云ふのであります、何かすると動意附杯で内閣大臣になるものもあります、又選舉の事杯で還入て居る者もあります、又選入許りではありませぬ、さう云ふ様な者に對しては如何でありますか、何う云ふ法になつて居るか存しませぬか、是等は何か御工夫かあつては如何でありますか

次に在監人の排泄の糞尿であります、斯の點に付て普通の人民でも東京市中の裏店杯は井戸、便所、塵芥場、三國鼎立の有様で一朝傳染病が侵入すると將基倒してあります、普通の人民すら左様であります、から監獄に於て是等の缺點が除き去られぬ以上は直

ちに將基倒しになります、から糞尿は殊に御注意になつては如何でありますか、斯う云ふ換氣法、掃除法等に付ては從來諸監獄に於て深く御注意あらせられる、ことゝは兼て聞及んで居りますが、御注意の上にも注意を加へられて錦上更に花を加へ、或は糞壺は如何に改良せらるゝとか此邊に付て一層御注意致され、在監人の死亡比例を減し、病毒をして其跡を絶たしむるは監獄衛生上尤も須要の點と思ひます

其次に申上げたのは監房で病人が出來ても此同因の處置であります、か、是等の點に付ても監獄醫に於て夫々適當の専門家が指揮しませうから宜しう御坐ませうが、只監獄醫に於て藥を與へると云ふのは缺點があります、から病氣かあれば場合に依ては監房外に於て診斷しませぬと、其室か傳染病の巢窟になります、から病質に依ては之を除き去て監獄の病院に移すことにせられたい、夫から監獄内の傳染病室は如何でありますか、勿論若々改良になつて居りませう、か此點に就て充分御注意になつて何か赤痢とは極らぬと云つても類似の微効ある者は普通の病監に置かす、傳染病院にやると云ふことに御配慮になつたら監獄内の傳染病かないと思ひます、西洋でも赤痢、天然痘、

知らず識らず喫へて居る物を願くは澤山喫へさせて願ひたい

夫から水であります、が監獄以外の普通人民が缺くべからざる水、在監人に對しても缺くべからざるものであります、が、水能く船を浮べ、水能く人の生命を奪ふ、或は不潔物の滲入するか、或は他より傳染病でも侵入するか、或はベンテンコーフェルの云ふ如く大層井戸が潤れて水が下の方に在ると、側から病毒が落ちて來ると云ふ事があります、が何か一寸した事から傳染病を來すことがあります、から、成るべく在監人の飲みます水が追々大きな都府では水道が行はれます、か、フヒラデルフィアの如きは充分に水道を利用しますが、之に就ては充分に御注意を乞ひたいのであります、且赤痢、虎列拉等が流行して監獄内に現はれたる時には願くは出來得るならば一遍煮沸した水を飲ませて戴きたい、サウ致しますれば若し不幸にして傳染病が監獄に在ても他に蔓延せぬと思ひます

夫から食物であり升が、是は監獄の經濟に伴ひます、が私は價の高い旨い物を彼等に與へたいと云ふではありませぬ、價が安くても澤山あります、第一食物は二ツ、一ツは筋肉となる即蛋白質、一ツは米麥杯の澱粉質、而して其第一の米麥は四分六分を喫へて居りますが、私の見聞する所では魚や野菜に限らずして有るのであります、其品物等に對しては從來人民が

夫から序に申すのは在監人中の癲狂者はどう云ふ風に取扱はれますか、是は夫々適當に取扱はれませうが、私の希望では願くば監獄内に小癲狂院を設けられたいと思ひます、是は危険を防ぐにも宜いと思ひ

ます、是はどう云ふ工合になつて居りますか存じませぬが充分に御注意を願ひます、私は是に就て諸君の御高見を伺ひたい點は此入監をしてから發狂をしたのと夫から入監する前に未決囚でなくして既決の者は仕方ありませんが未決は入監前の發狂とか云ふ區別の調査がありませうか、其邊は何うでありませうか若も之れが入監後に精神病を起しましたものでありますれば是は罪を免れることが出来ませぬ、若も人を殺し火を附けた刑事上の犯罪人と假定して勿論入監前に健全の者ならば入監後に癡狂になつても夫々刑の申渡があらうと思ひますが更に之に反して入監前に氣が狂ふて居る者では大層な關係があると思ひます、若も是が入監前ならば人を殺し火を附けても刑事上の罪人になりませぬから其邊に付ても監獄に於て充分御注意の事と確信しますが監獄内に癡癡病院を設ける事と又只今申しした事は裁判醫學上に涉りますから一寸申しましたが尙概括して申します諸君の從來御注意の上にも監獄衛生の上に更に御注意になつて錦上添花を加ふれば一は在監人の幸福を來たし又經濟上にも關係します事で追々監獄費も國庫支辨になると思ひますがサウしますと工場を改

寄書

囚人行狀視察法に付て

在三池 大塚 生

在時囚人行狀視察法一定せざる當時に於ては區々一様ならず各地適宜の方法を設け或は單に真否を定むるに止むるあり或は探點法を設け非行を認むる毎に探點し點數の多寡に依り其真否を判別するあり

共に方法單純にして未だ人物を判定するの標準とするに足らざりしか客年在監人行狀勸告及賞罰規定を改正し行狀視察は總て記録法を用ふることを一定せられたる以來事の大小に拘はらず又た善惡に拘はらず言行共に一々摘録して書面に殘さるるを以て行狀の真否諸君の狀情は鏡に掛け見る如く懸然判別し得るに至り然るに實務家の間には却て之を排撃せんとするものあり其要旨を問へば曰く看守長及看守は戒護事務者なり戒護事務者をして書類事務に執掌せしめんとするか如きは不當なり戒護者たる者は努めて事務に執掌するべきを避け専ら戒護に従事せざる可らず然らずんば戒護は自然緩慢に流れ嚴正なる規律の實行を期し難し本規定第六條に依れば在監人の行狀は看守又は女監取締をして視察せしめ行狀視察録に記入し十月に一回之を看守長に提出せしむべしとあり而して又た看守長は看守及女監取締より提出したる行狀視察録を參照し自己の意見を定め一月に一回身分行狀録に記入すべしとあり之れに依て考ふれば假りに一人の看守が五十人の囚人を擔當せしめは日常視察し得た大小の事項を各別に視察録に記入し十月毎に五十八分一ヶ月には三五の百五十人分を提出せざる可らず尙ほ又た看守長に於ては毎月三百人若くは五百人分の視察録に夫々意見を記入せざる可らず只た是のみあれば兎も角看守長及看守の職務は他の官職と大に其趣を異にし日夜繁劇なる勤務に服するの外獄内諸般の出來事に付て其時々之を處理せしめんとす夫れを顧みず猶ほ前陳の如き繁雜なる事務に従事せしめんとす望みても出來得べき業にあらず卓上の議論としては素より立派あるも實際に適當せず却て從前の如く符號或は探點法を以てせば繁雜なる手数を要せず簡潔にして且つ便益ありとされ未だ現行視察法の眞味を咀嚼せざるものなり現行視察法の主要なる點は日常各囚人の行狀則ち善惡の言行を認め其事實を直に其儘通り飾りなく視察録に記載し之れに於て囚人が感化歸善の程度を眞正確實に判定せんとするにあり然るに某々縣に於ては現に簡略主義を採り詳細なる記録を爲さるる所あり其方法を見るに今尙ほ從前の例に依り甲乙丙丁等の印章を以て單に視察録中に記入する所あり又は最善不善等を記載するに止むる所あり之れを記入するには何

を根據として或は甲と乙と云ふを問へは其據る所頗る茫漠所謂臆斷判斷なり斯の如く簡易且つ單純なる方法にして老獪奸黠なる彼等囚人の心情を眞正確實に洞徹し得べしと云ふるは是れ梯子を以て天に昇らんとする類にして到底企及し得べきことにあらず成程論者の云へる如く戒護事務を視察することをして書類事務と視する可らず然れども囚人行狀視察録を調製することをして書類事務と視するは頗る誤り囚人行狀視察のことは戒護者の本務なり其本務の爲めには如何に困難なりと雖も又た繁劇なりと雖も當然之を行はざる可らず若し猶ほ不完全の點あらば進て之を改良し益々周密ならしむること至當なり其點を論ずる如きは職務に對して甚だ不忠なり戒護程以の内の如く單に真と否とを印するに止むるは一定の様式に一點一點の點を記入する等形式的の取扱に比せば幾分か繁雜なるへし去りなから何事に限らず事物の改良を圖るに付ては之と全時に守株的觀望を一洗せされば眞正なる改良を爲すこと能はず改更事項に依る物皆な粗より密に進むは自然の道理なり何時にても舊物を保持せんとするは最も非なり

金置幼童たりし時之を山翁の俗話に聞く人死すれば必ず閻魔の惡に送らるる當體に至れば閻魔大王は生前の行狀を勸査して其善なる者は之を極樂に送り惡なる者は之を地獄に入るを然らば大王は何に依つて之れを善惡を判別するやと問へば曰く大王は坐右常に淨玻璃の鏡を稱する明見たる視察録を備へ之れに映する諸種の行狀を一々視察録に記入し置きて死して當體に到るものある毎に之れに據り善惡の判定を下す

今我監獄に於ける行狀視察法は大王の坐右に於ける淨玻璃の明鏡なり之れに依て始めて眞正確實なる行狀を視察し得べし而して閻魔大王は在世の衆生幾千萬人に對し偏力以て能く之を爲す司獄の局に當るもの百人か千人の行狀を見るか儘に聞くか儘に記録するに於て何かあらん之を排拒するか如きことなく進んで周到精密なる視察を遂げ戒護者の職責を全ふせんことを希望す聊か愚見を陳して當務家の反省を乞ふ

○犯罪と社會の制裁

在滋賀 井 上 榮 次

宇内に一種の疾病有り此疾病なるや千の扁鵲百の釋氏有つて如何に投藥新念の秘術を盡すも難し全然其効果を收むる能はざる者也疾病とは何ぞや曰く好酒漁色賭博遊樂等の邪癖即ち是れ也而して國家の犯罪人として終極視せらるゝ處の在監者流は概れ邪癖を制する能はざりし結果遂に獄底に墮落するの餘儀なきに至りし者也故に主觀的に犯罪の事實の上より彼等の所爲を觀察せんにには統首論足らざるの觀有り之を翻つて客觀的に其内容を觀察せんにには彼等の心的狀態は寧ろ然然に堪へざる者存つて存するを發見するを得ん然るに社會は何か故に犯罪人を目して終極視し之を社會以外に放逐せんとはする吾人實に怪訝に堪へざる也而して社會は斯の如くに犯罪人を冷視否邪ろ國賊視するにも拘らず彼等を處するに監獄を以て最上利器と信し唯之れ而已に依賴し以て事足れりと言ひ恰として他の何等の畫策たに講ずるなきに至つては吾人更に其意の那邊に存するあるやを疑はずんばあらざる也

夫れ監獄は未事而已、之に而已依賴して以て不其の心を矯正せんと欲する者は殆も主觀論者か國力の振振に戰闘を以て唯一の利器と爲すか如く論議上一毫の價値なき無き者、況んや目下の監獄に於てはや吾人は犯罪者流が日月影暗さ感感に萬辭の熱涙を流すの餘儀無きに至りし因子を好酒、漁色、賭博、遊樂等の邪癖を制する能はざりしに歸せし邪前段既に言へりし如く而して其邪癖誘致の原因に至ては抑も如何、犯罪者其者に在る乎將た又社會に在る乎是れ一問題也而して吾人の本編に論ぜむとする處の者蓋亦此の一問題に過ぎざる也抑も犯罪を事實の上より觀察し來らんには犯罪たる所爲は犯罪者其者か自ら爲せし者なるか故に固より責を其者に転せざるを得ず是れ之の誘致云々に至つては社會に實に其責を辭する能はざる者也と斷せずんば非ざる也、心理學者の説に據れば人類の意志は常に感觸

する所の内外百般の種々相に依りて變遷轉移する者也、換言すれば人心は社會の境遇に因つて如何と變化する猶水の方圓の器に因て其形体を異にするか如しと言ふに在り、讀者にして果して此説を誤り無しとせば吾人の所論も亦た勢ひは認ぜざるを得ざるべし、而して已に其實任の自己(社會)に在るを認知せば有責任者たる者は須らく十分に之を救済の策を講じ以て自己の責任を盡す無くんば非ざる也然るに斯の如く明白にして而かも重大なる責任を負荷せる處の社會目下の狀態は如何吾人實に深慨に堪へざる者有り

今試に社會の制裁力か如何に犯罪に重且つ大なる關係を有せるかを叙せむに強盜殺人等有ゆる慘酷なる犯罪人の多くは所謂新平民に嚴打脅嚇犯罪等の多くは車夫若しくは賭博打の如き不生産的人物に窃盜犯罪等の多くは乞食若しくは裏街の極貧者に偽證犯罪等の多くは人馬の雙影をたに見る能はざるの觀なきに非ずや是れ他か前者は社會の制裁力の弛緩なるに由り后者は全然之に反する者有るに由らずんば非ざる也

人は言ふ世は澆季の極に達し道德既に地を拂へり、吾人未だ道般の事實を現實に認めざるも然れども社會の制裁力の靡々として振はざるは事實なるか如し今試に其一端を叙せむ

吾人曾て聞く泰西諸國に於ては未だ監獄の門前に在監人を華主とする處の差入店(重に刺煮店)なる物なしとて我國に於ては夙に是れ有り又彼の地に於ては國事犯罪の外、常事犯罪の出獄人に對しては親族放逐も出獄する者殆んど無しとせしめて我國に對しては夙に盛儀を以て迎ふるの俗を爲し社會も亦た道般の行爲に對し宛然無頓着なる者の如し、信問す道般の行爲は所謂罪を憎むて人を惡ますとの意に基く者なる乎さりとは曲解もまた甚だしと言はざるを得ざる也、世人にして眞實に出獄人に對する情あれば暗夜人無きの處に於て忠告苦諫せよとて猶聞かずんば自己を犠牲に供して可也何ぞ爲禮禮儀を須ゆるを要せんや、斯の如き者は偶々以て惡心を助長せしむるに過ぎずして彼是の上に寸毫の利益たに有る者に非ざる也、昔しサデヤに一教師あり大仁を教へて曰く「他人を己の如く愛せよ」と已に斯

寄

書

(一六)

の如き惡風の我天地を圍繞しつゝ有るに依つて見れば社會の制裁力の萎靡として振はざるや炳乎として火を睹るよりも明かなるに非ずや而して吾人は斯の如くなる丈夫れ世世に堪へざる也之を要するに小は一村大は一國に普風其俗を布き人をして念頭毫も惡觀念を起さしめず而して猶一朝惡事を爲さざるの傾向ある者なれば社會の制裁力を以て翻然善化せしむる乎若し能はずむば犯罪者其者をして懲死せしむるに在る也而して出獄人に對しては公的仁義の心を以て彼等の自營の道を扶くるは寧ろ社會當然の義務也と言はざるを得ざる也

終に臨み宗教、教育家諸士に一言を寄す諸士、國民道德の上に至大の關係を有し従つて犯罪の源因に大々的關係を有する事は今更吾人の暇々を要せずして明か也、されば此際奮勵一番大に其道に於て盡瘁せられんと至望に堪へざる也

言稍と陳套に屬するの嫌ひ有り之を聊か感する處有るを以て本論を草す讀者幸に是れを諒せ焉

○幼年囚に付て

在松山 松 陽 生

世の中に慈然なるもの多しと雖も無學無知にして併も其の便る可き親を失ひ若しくは繼父母の手に貧しく生活し不知不識罪惡の淵に沈み遂に浮ぶ福なく終生獄底に起臥して自由の樂土那邊に在るか知らず唯一の樂境は橋下下在りとする幼年囚徒に如くもはあらざるべし余餘の現境は慈然なる幼年囚徒の學務擔任を命ぜらるる務技に四旬余日猶淺しと雖も彼等の犯行に就て調査するに遺憾のものは十五員の内僅に一員にして他は片親若しくは双親中繼父母を持つもの亦は全く遺兒若しくは孤兒ならざるはなし而して彼等始めには僅に飲食物の窃盜なりしと犯を重ねるに從ひ青年者に伍して彼の手足さじ此間一字一文を習學するの暇を有せず勢ひ文盲無學者たりんぬ故に此間一字一文を習學するの暇を有せず勢ひ文盲無學者たりざるを得ず實に慟むべき慘相あらざるや然らば則ち此の可憐の幼年者

○出獄人保護に就ての卑見

在東京 飯 阪 ヨ シ

妾之を聞く世に監視引受を以て一種の營業と爲す者あり蓋し一旦罪科ある者は既に社會の信用を失ひ之が監視を引受る者なきより生ずる所なり而して彼等囚徒は一日も早く娯樂の空氣を呼吸せんが爲に此等の營業者に監視引受方を依頼する者續々相生するを以て營業者は日に益盛となり今營業者が施す所の手段を見るに其目的を以て農因人が得たる官給工錢を食するにあれば僅か囚徒の刑期を調査し置て可成の長期者を選む假令は重禁三年囚徒れば本人勤意に依り多少の差違ありと雖も普通にして一箇月平均七拾錢と假定し一百日經過後三十二箇月の日數にて大凡貳拾二三圓の金員を官給せらるる是則營業者が食らんとする目的物なり左れば早くも囚人の刑期満るや隨機變換ありゆる手段を盡して引受方の義を親切らしく申込むを以て引受者も困苦しつゝある囚人等は俗に云へる開いた口に牡丹餅を以て官給工錢及所持品の類を悉く擲進には豐饒の食だに與へず陰に陽に出で行けむの取換而して表面には巧みに言を弄して正業に就き活計を立しむる様見せ掛け置くを以て被監視者は活路を求めんには其資なく人に頼らんせは信用なく寧ろ入獄するの安全に生活するを感ずるすまじき所行ぞ知りつゝ自分犯罪を爲すの止を得ざるに至る者さへあるに至れり甚しきは彼營業者は以上の如き手段を以て其目的物を食りたる後は直に告發して縛に就かしむるを以て能事とせし始なり誰か之を見之を聞て黙せざる者あらんや此等の營業者は盜賊牙

寄

るに庶幾すへきや(裁判取締看守も準之)

余輩も常に信ず不休不眠は司獄官吏職務の本分なる事を然り然れども司獄官吏の如き常に非常事變に應ずるの責任を有するものは平素常にも職務に幾分の休養を與へ且つ銳意を養成し其急變に應ずるの餘地あるに於ては、さしめざるべからず徒に不休不眠の原則を曲解し看守の休養法を講ぜざるか如きは看守職務の本分を知らざるものと謂はさるべからず

聞説看守勤務法改良問題に曩日典獄會議の一問題なりと云ふ獄務當局者たる典獄諸公に必ずや濃厚なる心を以て同情を表されしからん。金銀未だ典獄諸公の妙技奇策其議決評定の如何かなりしかば之れを開くを得ざらばとも余輩は常に看守勤務法の善良にして且つ完全なるものには左の勤報法に如くものなるべきを確信せり

吉田徳太郎

或は寄願或は收受罪を犯しつゝある惡漢毒女なり抑も監視執行な
 るものは一箇月貳回警察署に出頭して評價の情を表せしめ又は巡查
 をして其平常の行爲を觀察せしむるものなれば之を引受たる者は之
 に対するの責任と義務とを盡さざる可らず去れば囚徒の父兄親族に
 對して多少社會に爲すあらんとする者は其監視執行を厭ひ如何か之を
 他に托せんことを望み彼營業者あるを聞けば喜て之に依頼するを以
 て營業者は奇貨惜くべしとて少からざる金品を貪り體よく引取りた
 る後は同く前記の終を告るのみ置きても餘りありと謂ふべし夫れ
 然り然らば則ち過て罪耶の刑に處せられ深く己が罪を悔ひ折角正業
 に就かんぞ欲する者も監視引受者の爲めに却て落路を求むの途を失
 ひ泣くゝ犯罪を再び犯に至る去れば三犯四犯遂に止む可らざる
 は誠に謂なきに非ざるなり幸に父兄親族ある者は之を救ふの術あらん
 も頼なき者若しくは幼年因未丁申女の如きは到底此苦境を免る可
 らざるなり彼等營業者は素より男女の區別なく可きも多きは女子
 にあり蓋し生涯の再犯はして之に基因する如し嗚呼可憐なる彼
 等罪因に生れぬ覺悟なり説する能ざるか斯の如くんば遂には習慣犯
 罪者となり政府に於て何程保護を與へらるゝも監獄に於て戒誡其宜
 しきを得改眞感化せしむるも難も以上記する如き惡漢毒婦を撲滅す
 るに非ずんば徒勞に屬して丁らむのみ嗚呼出獄人保護の事監視改眞
 上最も重要な件たるを忘る可らざるの事なりとす當路の人宜しく此
 に注目せらるゝ可し方今居留岡南先生等熱心に出獄人の急務なること
 を唱道せらるゝも蓋し之が爲のみ仰き望むらくは當路の人研究に研
 究を重ね速に出獄人保護の完全なる方法を公表せられん事を聊か卑
 見を述て江湖に訴ふ

せ氏の所謂晝夜分勤法は果して吾國司獄官吏に適切なる勤務法なるか。余輩は晝夜分勤法の徒に苦痛多くして爾かも慘忍酷薄なる勤務法の吾國司獄官吏に尤も不適當なる事を斷せん。とす請ふ余輩をして少し其理由を述べしめ。

晝勤に従事するもの多くは我愛子の顔を知らず愛子亦慈父の面貌を知らざる。如きは今日晝勤に従事する看守の状態なり。とす

嗚呼是れ何等の酷遇ぞ鐵門の晨に出て戴星飯家の勤務法遂に親子其顔貌を知る不能るの慘劇を演ずるに至るへきは蓋し自然の勢ならん

反之夜勤は日暮より曉天に至るの間我々營々として勤務に従事し晝間飯て寓居に睡眠を食ふの状恰も彼の遊女の狀態に酷似するものありんば嗚呼此姐孀的勤務法果して夫れ能く我司獄官吏に適中すへき善良の勤務法なるか。常に不平諾々職を抛棄して亦不顧るに至る所以なきにあらざるなり

晝夜分勤の勤務に従事するもの多くは自用を辯し不能るの苦情を認むるに常なり是れ素より當然の事にして敢て怪しむに足らず晝勤は普通人の靜眠する時にあらざれば自用を辨する不能るの不便あり夜勤は晝睡眠身体に休養を與へされば晝夜勤の勤務に耐へざるものあり知らず遂に自用を辨するの機を失するに至る等晝夜分勤勤務法の不完全にして爾かも慘忍酷薄なる意思の外にありとす

宜なる哉晝夜分勤勤務に従事するもの多くは非常の疲勞を感じ常に豪氣活潑の動作に乏しく其媚乎として彼の處女の動作と一般なるものあるは

是れ晝夜分勤法の不完全にし徒に苦痛多きに過くるの致す處なりと斷せざるへからず

夫れ晝夜分勤法の不完全にして爾かも慘忍酷薄なる如斯此勤務法の下に活潑勇壯の動作を望み完全に行刑の目的を達せんとする獨り難下の難なる而已ならず有爲活潑の士も其勤務に耐へずして遂に去りしし爾忍留職するも常に病氣軟弱者の多數にして殆ど炊員に苦しみつゝあるは斯獄界の現狀にあらずや

(囚人特別處遇法と憲法第廿三條に就て)

在神奈川縣監獄署 影浦眇虎稿

徳太郎吉田君足下、曩に本誌第九卷九號の紙上に於ける四人特別處遇法なるものは憲法第廿二條に抵觸するものなりとの足下の寄書を見るに及んで、聊か處論を陳し以て再び教示を請はんとす。足下幸に復答の勞を吝む勿れ。

四人特別處遇法あるものか、或る地方の監獄に於て實行せられつゝあるに余か疾くに耳にせる處なれども遺憾なる哉。足下と同じく予も亦

未だ實際を目撃せしとなく、爾て之を以て我が憲法に抵觸する程の處罰を稱すへき價值あるや否直に斷言するを憚る。か如しと雖も足下の言に由て之を觀るに當に、罰食物を與へず、數物を撤するの二個條に過ぎざるものゝ如し、果して然らば予は將に言はん。予は「我が帝國の憲法に違反するの點なきのみならず却て其運用宜しきを得ば習慣犯者に對する懲戒の具具となり治獄の上に多少の功果を留むるものなるを信して疑はず」と而して予が憲法に抵觸せずの理由は、抑も我が憲法第廿三條に所謂「日本臣民は法律に依るにあらずして逮捕監禁處罰を受ける」とあるは吾人臣民が不法の侵害を受けることなく常に安全に社會生存場裡に躊躇するを得るの保證たるは足下の言の如くにして予も亦肯爾する處なりと雖も、社會以外に於ける地平線以下の人類とも稱すへき彼れ在監の囚人を以て完全に此の條文の庇護を受け以て其民と比肩せしめんとするは予の贊せざる處なり、足下試に本條の裏面より之を窺へ「法律に依る時は何人と雖も逮捕監禁處罰を受ける」とあるへし」の意味の存在するは瞭々火を視るよりも明かならん而して囚人は此の裏面の意味に依り現に其の監禁を受けつゝあるものにして警告すれば吾人が死命を支配する帝國憲法の作用に依りて其民と伍するの權利を停止せられたるものなり、極言すれば囚人が本條の下に社會の其民と同一人の保護を受けんするの時代は疾く既に過ぎ去りて身の監門を潜るや已れ却て其反對の客席に坐して罪惡の報酬たる醜味を醜面して嘗めつゝあるものなり、見よ彼の私權監禁罪の如き實に本條發働の直接の結果にあらずや法律は是れ等「法律に依らずして故なく逮捕監禁せらるる者（即ち被害者）」をこそ保護すへしと雖も其故なく逮捕監禁する者（即ち加害者）に向ひては罪人として之を逮捕し監禁するを躊躇せざるへし予は此の場合に當り足下の言の如く「犯罪者を庇護せんが爲め本條を適用せん」と苦心して試むと雖も其之れを適用し得へき以所の道を發見する能はざるなり

論して茲に至らば憲法第廿三條の正面の意味に依て保護せらるるも

のは清淨無垢の社會の其民にして初めて之を得べく、而して囚人は其の裏面の意味に依りて逮捕監禁せられたるものなることは業に既に解せられしならん左らは予は最早鐵斧寶太を碎破するの愚を爲さざるへし

然れども足下が「例へ憲法に抵觸せず處罰と稱すへきものにあらず」とも法律規則の認めざる特種の處遇法を施行するは潛越の行動なり」との言に至りては猶ほ一言せざるへからず

些の權利義務に至るまで自由に實行するとを得る社會の其民と同一く清淨無垢の人間を以て遇すへきものとせば足下の言理なきにあらずと雖も苟も然らずして「囚人と稱するものは國家の罪人として自由刑の執行を爲すへきもの」と爲す以上は其刑罰執行の目的を達する手段として各囚人身体の強弱、罪惡の程度、年齢の多少、其他犯罪初再の區別に従ひ彼れ是れを斟酌し緩嚴其の度を異にして處遇すべきは自然の結果にして世人の絶叫して監獄の改良を唱導する分房の制、個人的待遇の如き皆是れ此の目的を達すへき手段方法たるに過ぎざるなれば惡事を以て營業の如くに思意して毫も悔悟の念なく、監獄に入するを恐れず却て其度を重ぬるを以て彼れ等の仲間を誘導するか如き猛惡なる罪人に對して罰食物を與へず數物を撤する位は素より治獄の上に害なきのみか寧ろ適切な措置として吾人は之を獎勵せん

とす矣

處論本た盡さずと雖も教示を俟て更に之を論せん足下以て如何と

